

北海道日高海区 定置漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
えさけ定第1号	有限会社共栄漁業部	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第2号	有限会社マルイワ岩井水産	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第3号	えりも漁業協同組合ほか105名	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第4号	丸共漁業有限公司	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第5号	えりも漁業協同組合ほか105名	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第6号	有限会社丸宝協宝漁業部	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第7号	有限会社襟裳興産	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第8号	有限会社丸岬えりも岬漁業部	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月5日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月1日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から12月5日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
えさけ定第9号	有限会社丸協東洋漁業部	幌泉郡えりも町地先	別紙漁場図のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月8日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、4月20日から8月10日までの間においては3個以下、9月1日から12月8日までの間においては2個以下でなければなりません。 (2) 9月1日から12月8日までの間に敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月20日までの間において敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月9日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月21日から12月8日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

門さけ定第1号	ひだか漁業協同組合	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第2号	ひだか漁業協同組合	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
門さけ定第3号	有限会社本町定置漁業部	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	6月1日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第4号	有限会社小林漁業部ほか1名	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第5号	有限会社小林漁業部ほか1名	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。
門さけ定第6号	有限会社富浜定置漁業部ほか1名	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から12月11日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月1日から11月23日までの間において敷設する陸網は、桟長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月5日から4月19日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月8日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月1日から8月10日までの間及び11月24日から12月11日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
門さけ定第7号	有限会社富浜定置漁業部ほか1名	沙流郡日高町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	4月5日から8月15日まで	令和6年2月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月15日までの間は、漁獲してはなりません。

定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第1号

漁場の位置

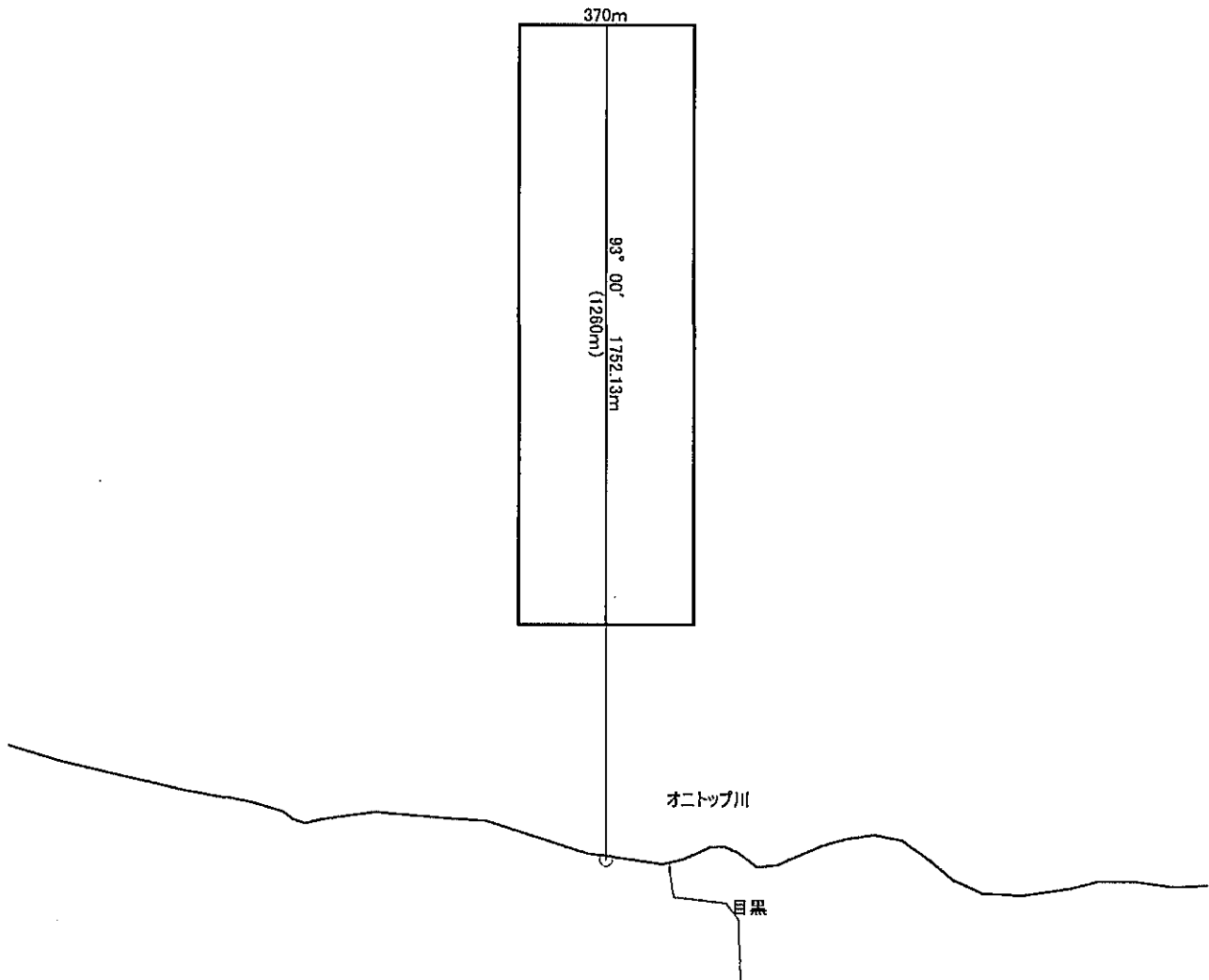
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -206194.8384

Y = 88399.7047



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第2号

漁場の位置

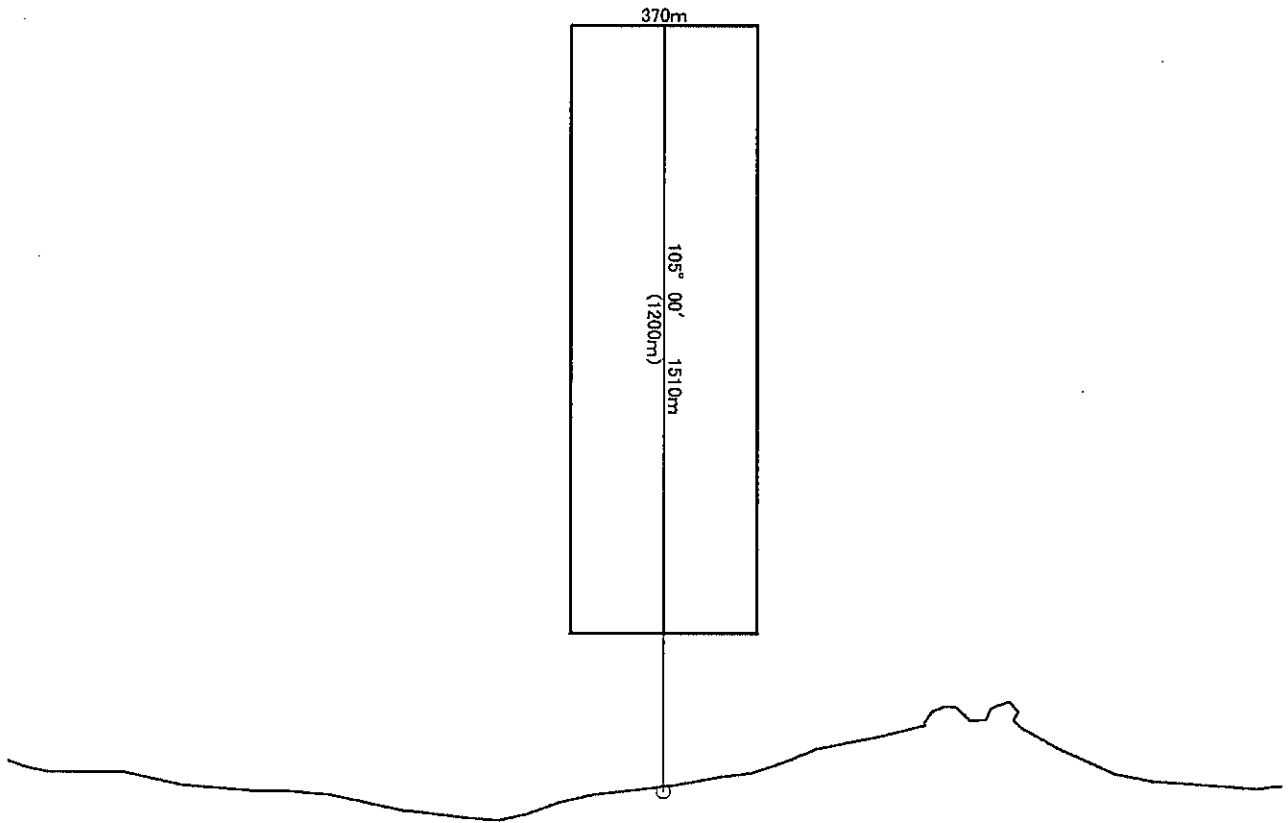
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -210294.0789

Y = 88187.6746



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第3号

漁場の位置

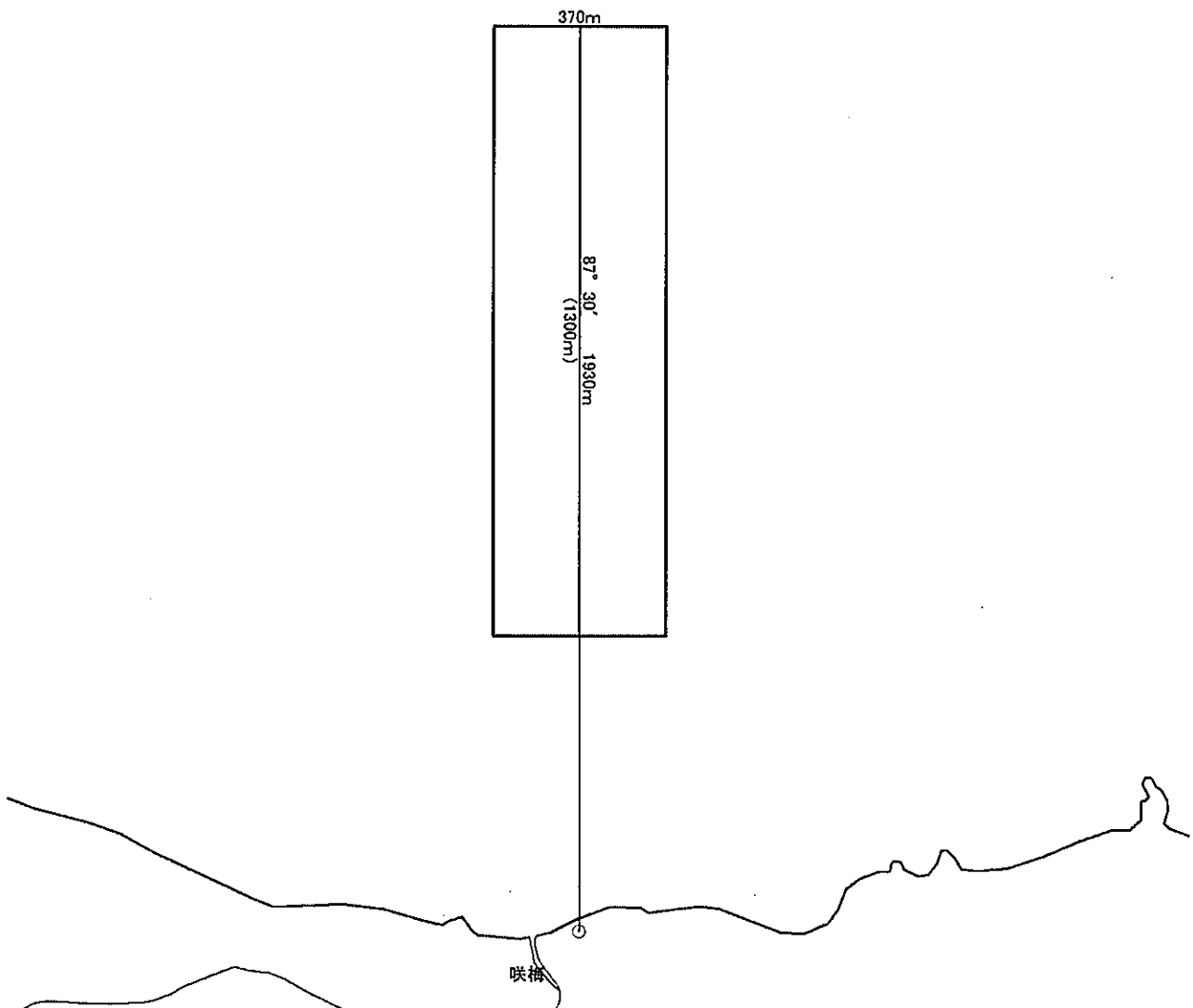
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -213381.1364

Y = 87525.2723



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第4号

漁場の位置

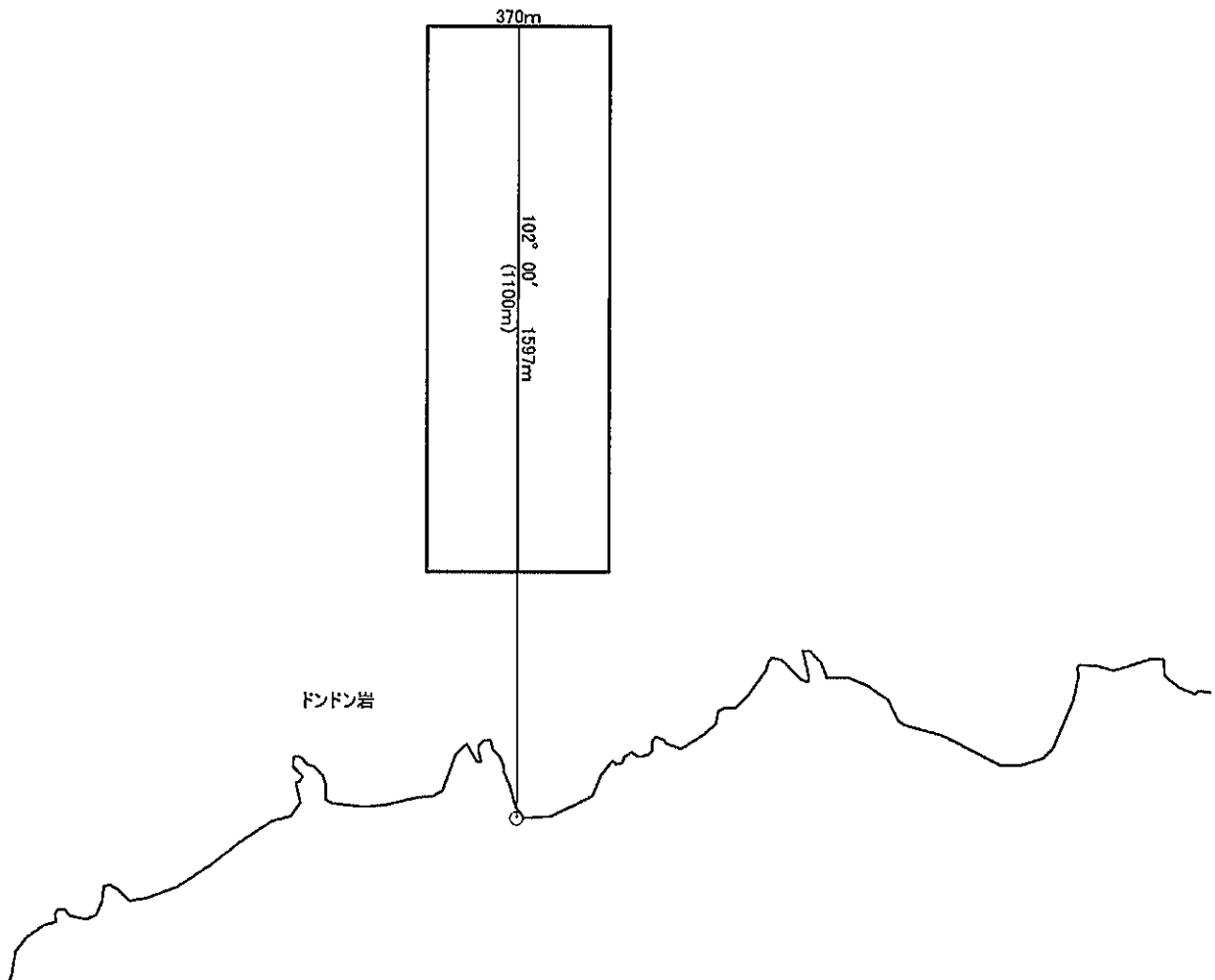
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -214994.1422

Y = 87695.8097



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

えさけ定第5号

漁場の位置

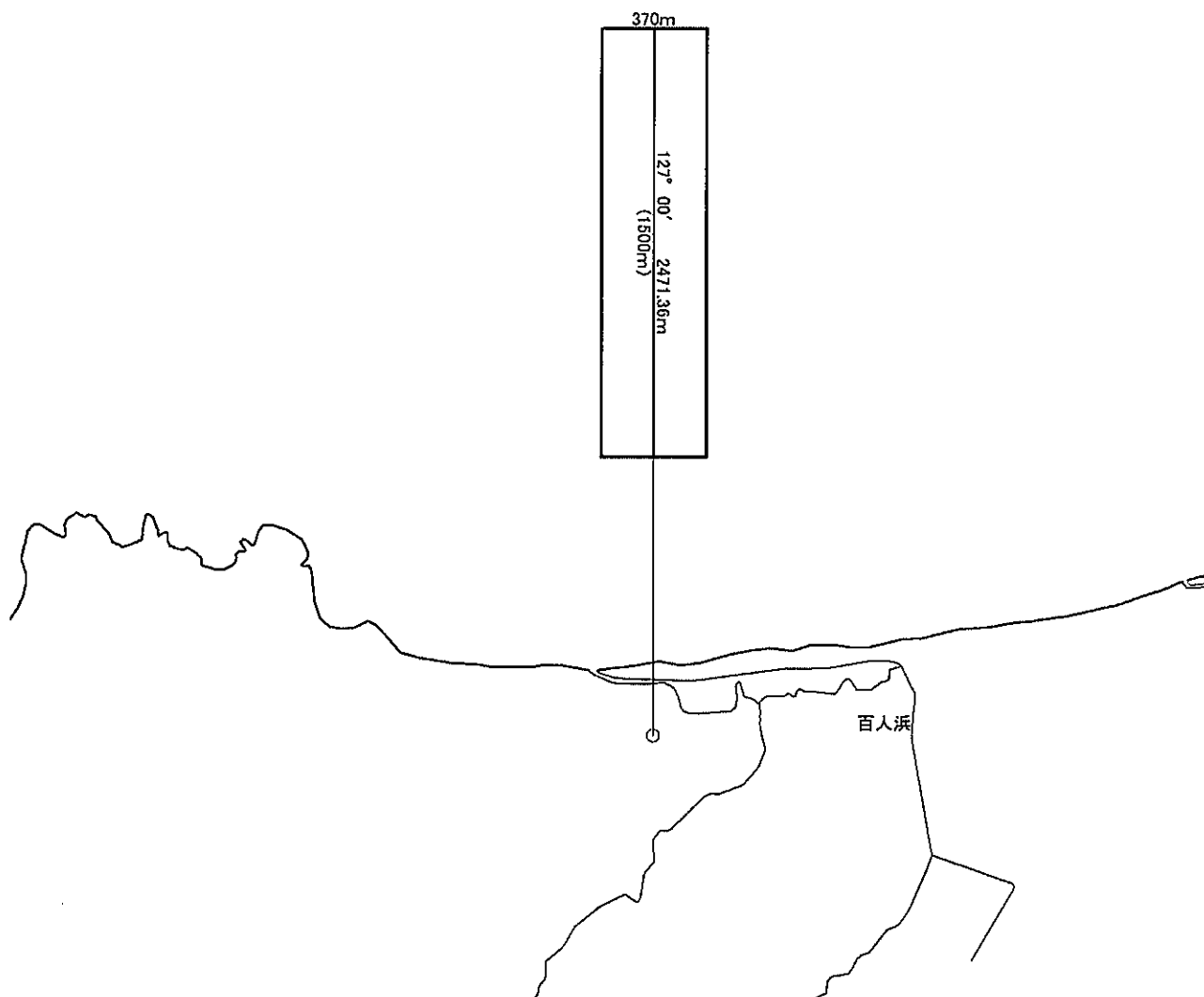
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -219646.1092

Y = 84247.3634



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

えさけ定第6号

漁場の位置

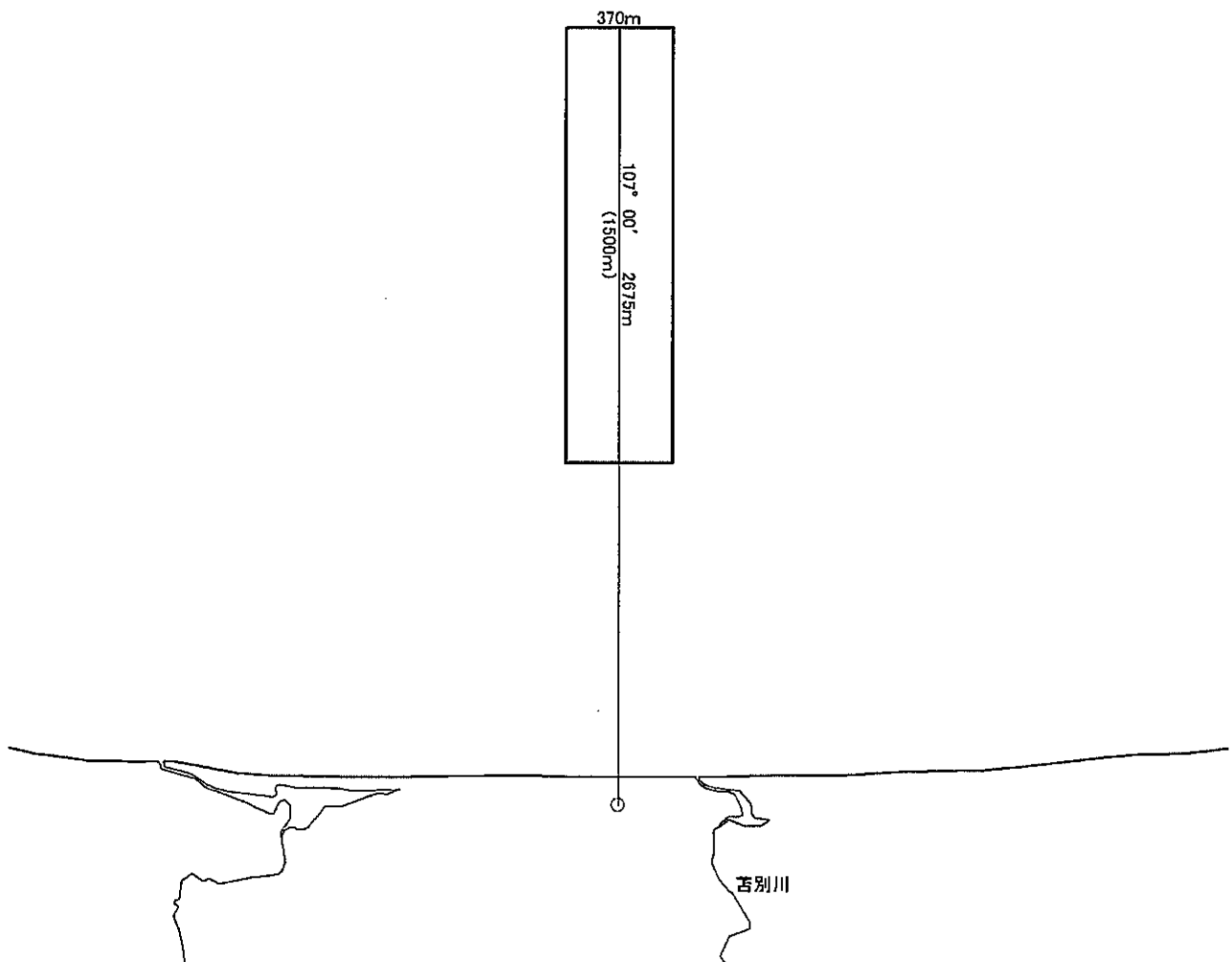
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -222933.6369

Y = 82951.3852



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

えさけ定第7号

漁場の位置

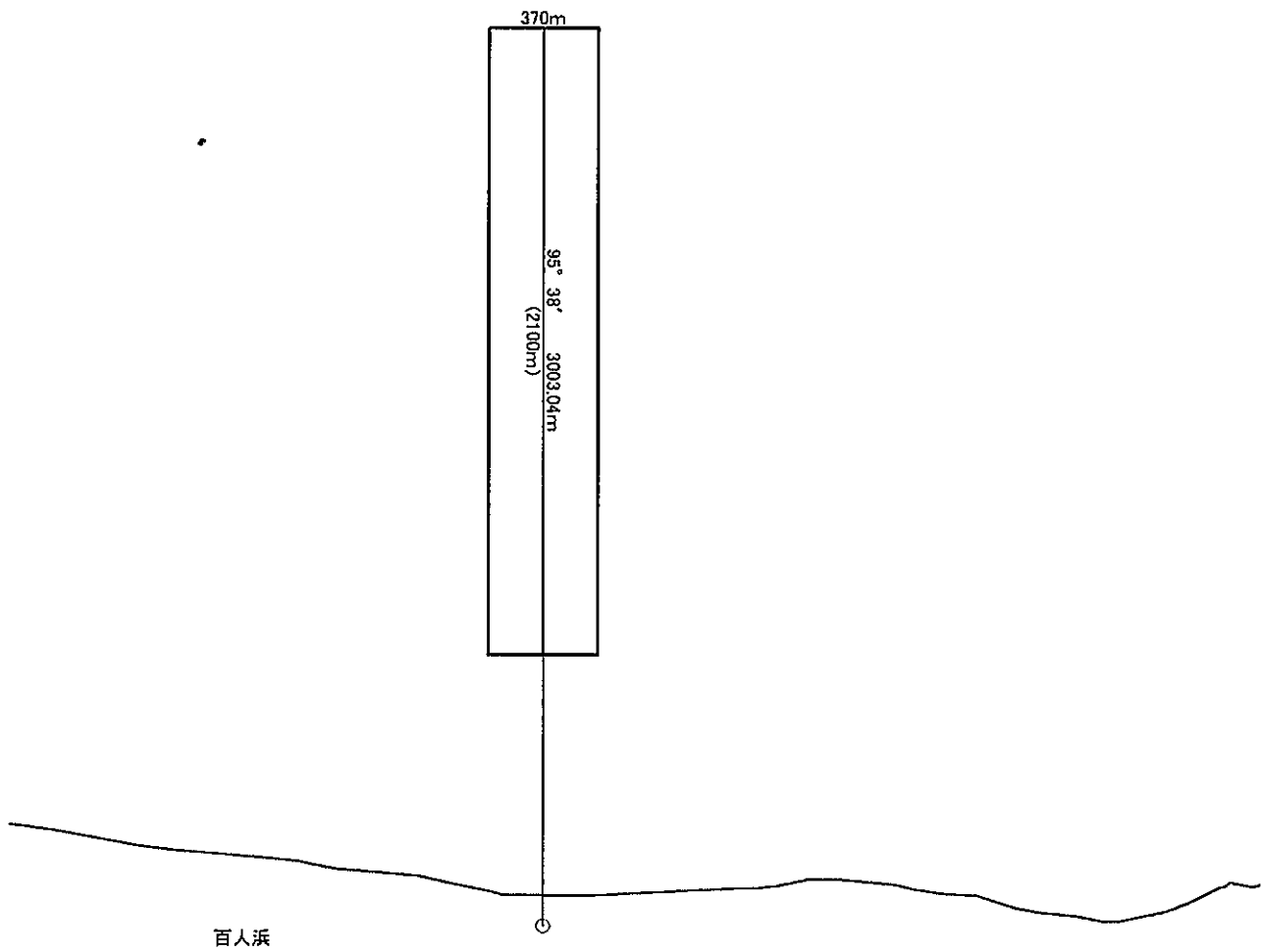
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -225503.5356

Y = 82300.6947



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/20,000

えさけ定第8号

漁場の位置

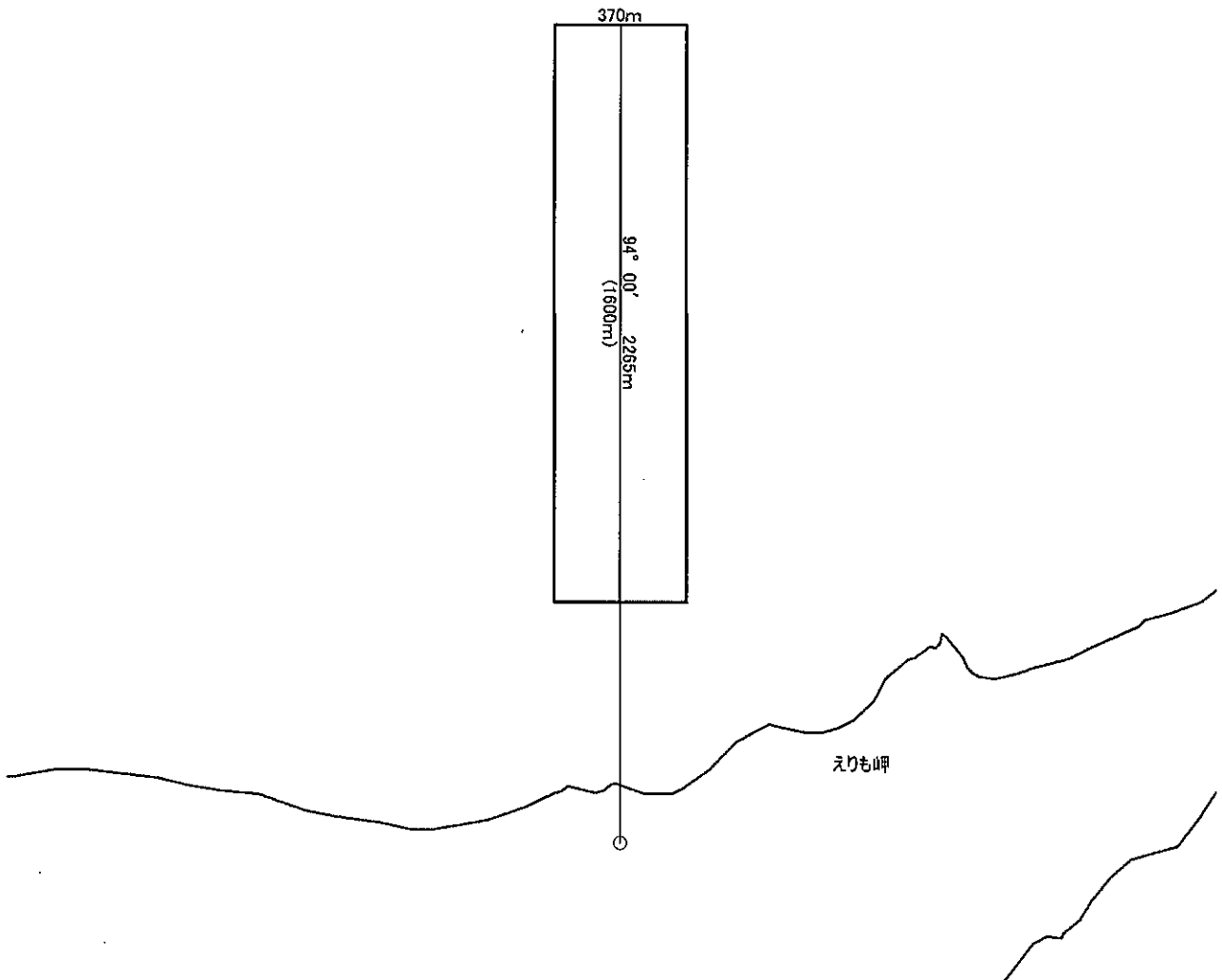
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -227963.9923

Y = 82055.0274



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第9号

漁場の位置

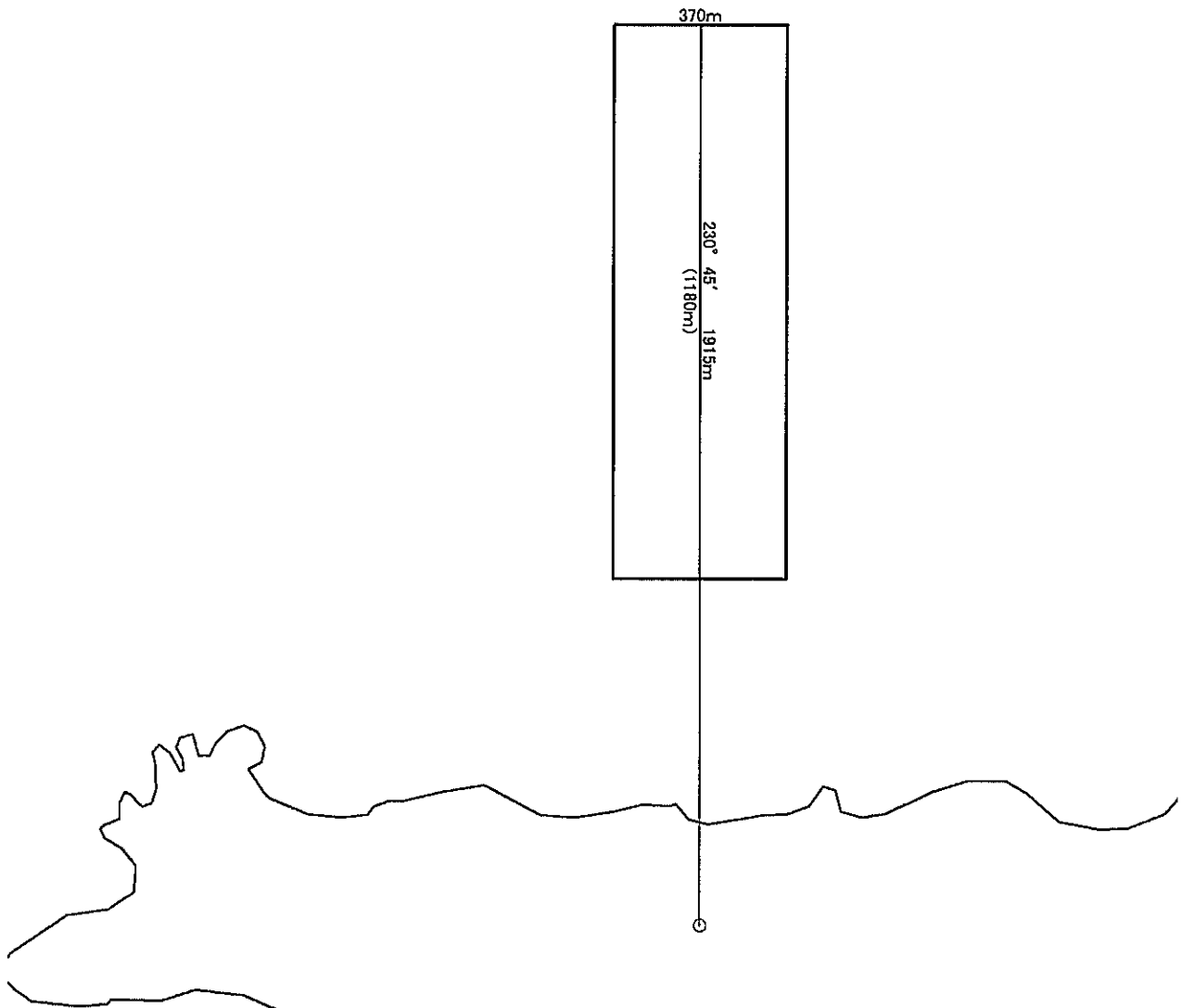
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -228971.7974

Y = 81876.1107



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第10号

漁場の位置

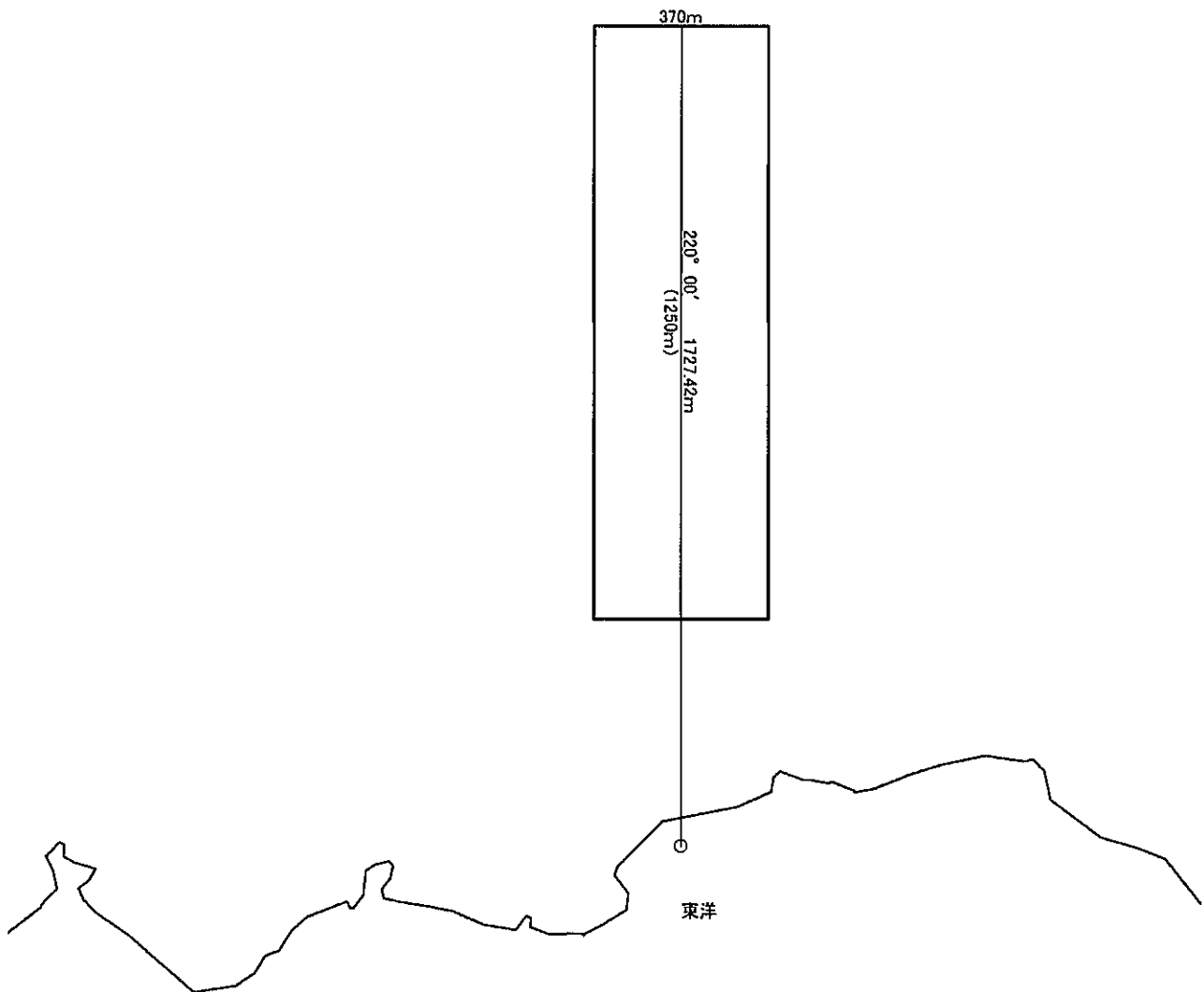
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -226701.3763

Y = 79057.9459



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第11号

漁場の位置

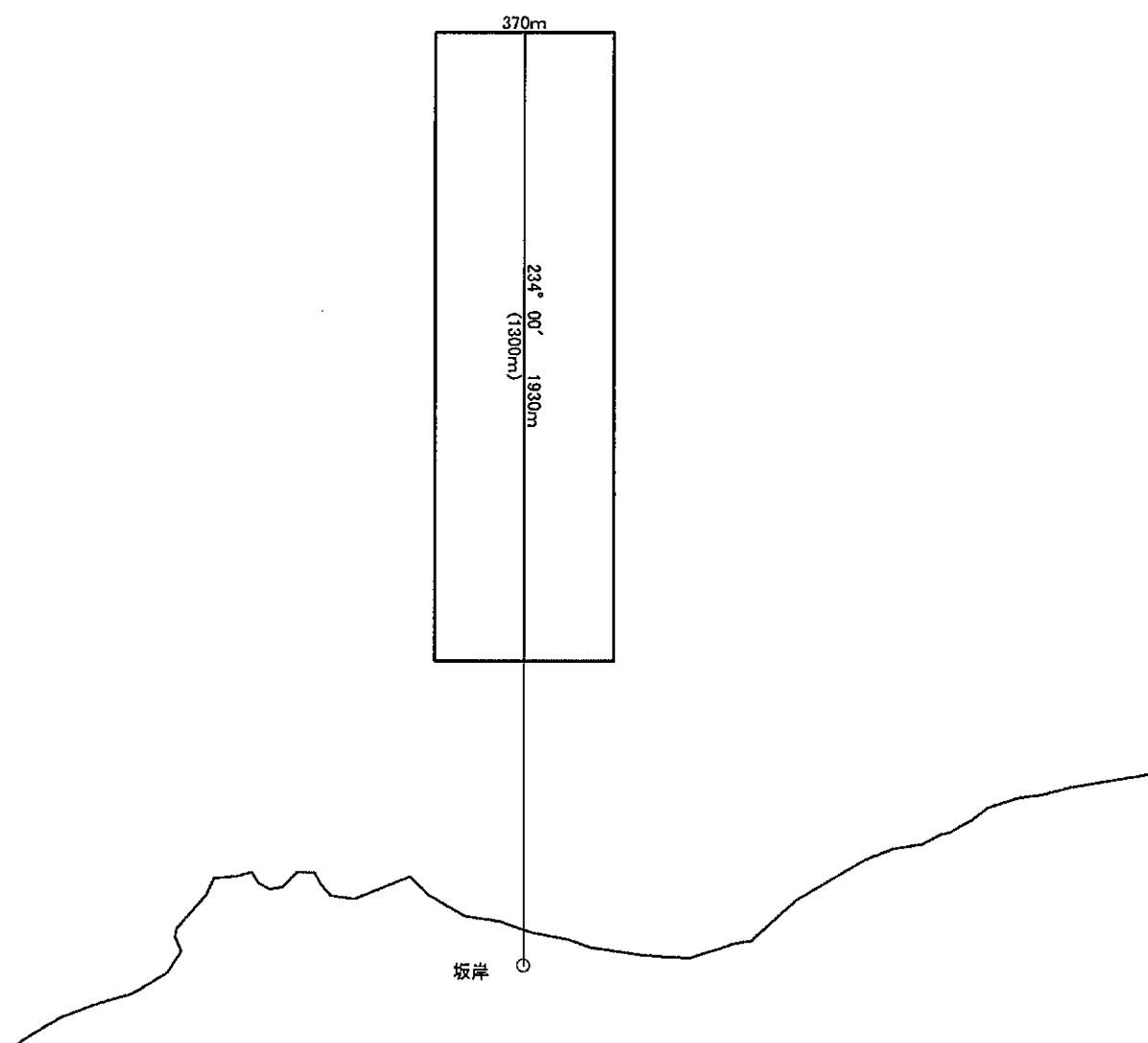
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -224792.7265

Y = 77106.1977



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

えさけ定第12号

漁場の位置

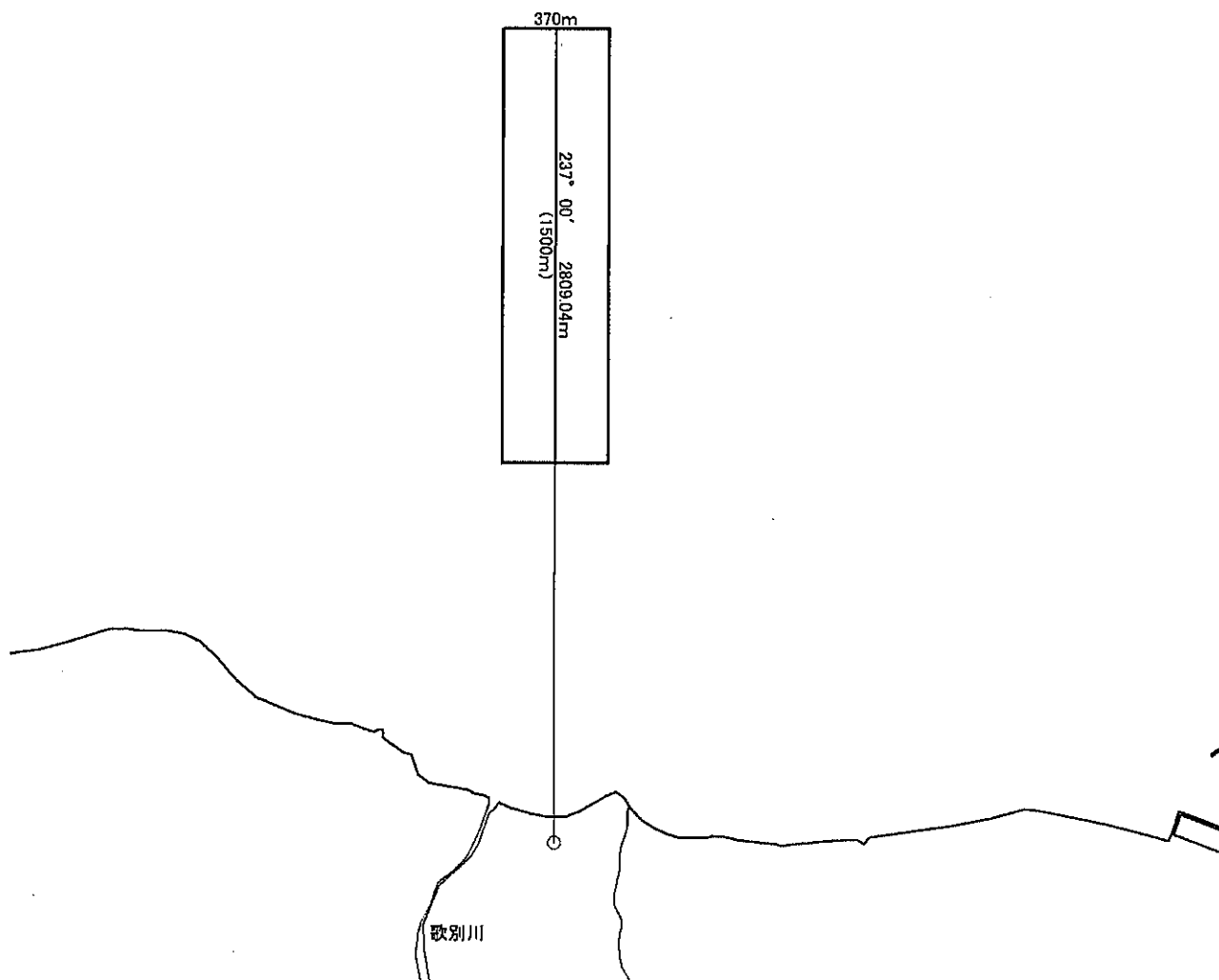
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -222001.9627

Y = 75493.9294



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

えさけ定第13号

漁場の位置

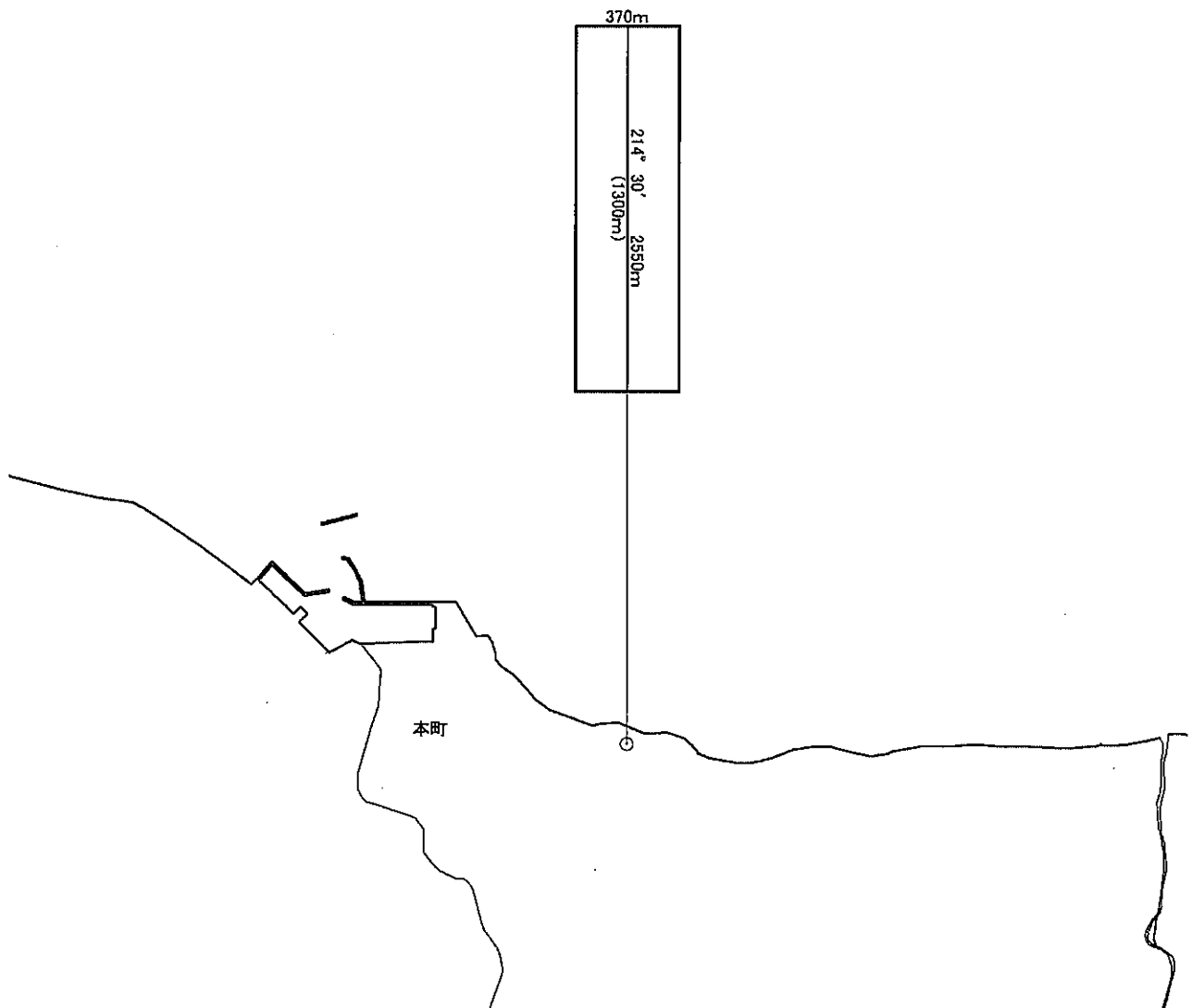
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -218991.9979

Y = 73530.6113



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

えさけ定第14号

漁場の位置

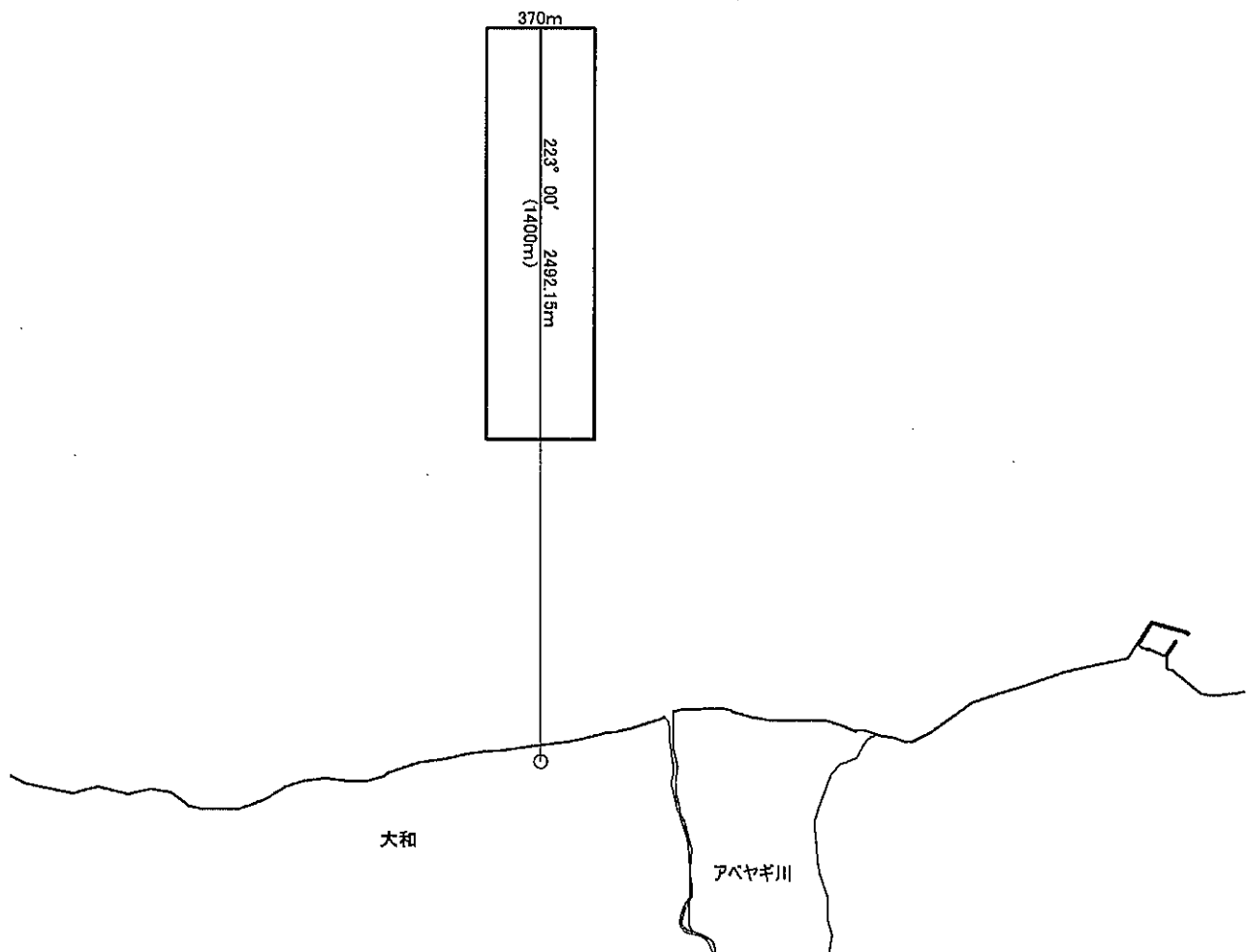
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -218110.1832

Y = 72356.4387



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

えさけ定第15号

漁場の位置

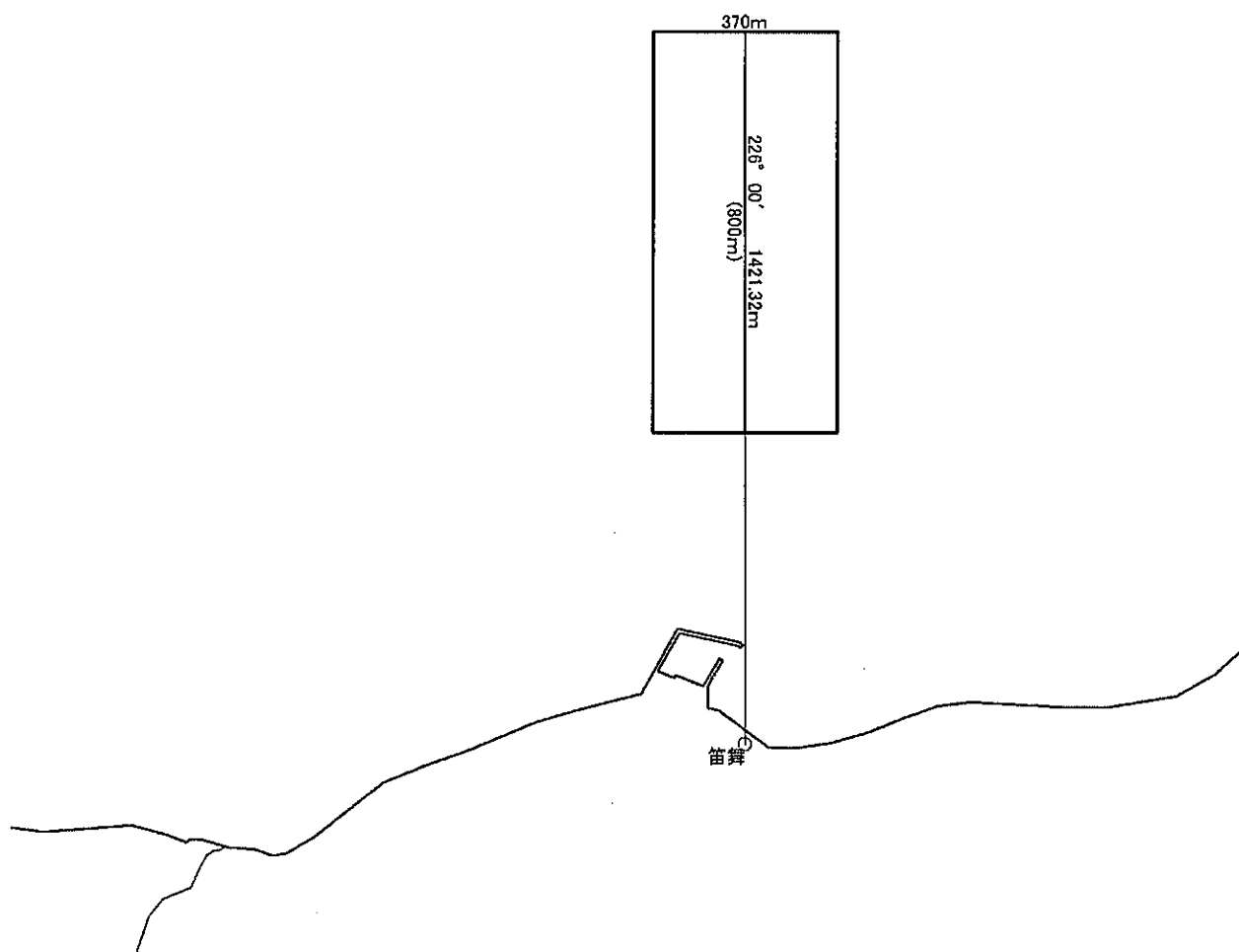
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -216775.9566

Y = 70579.1105



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

えさけ定第16号

漁場の位置

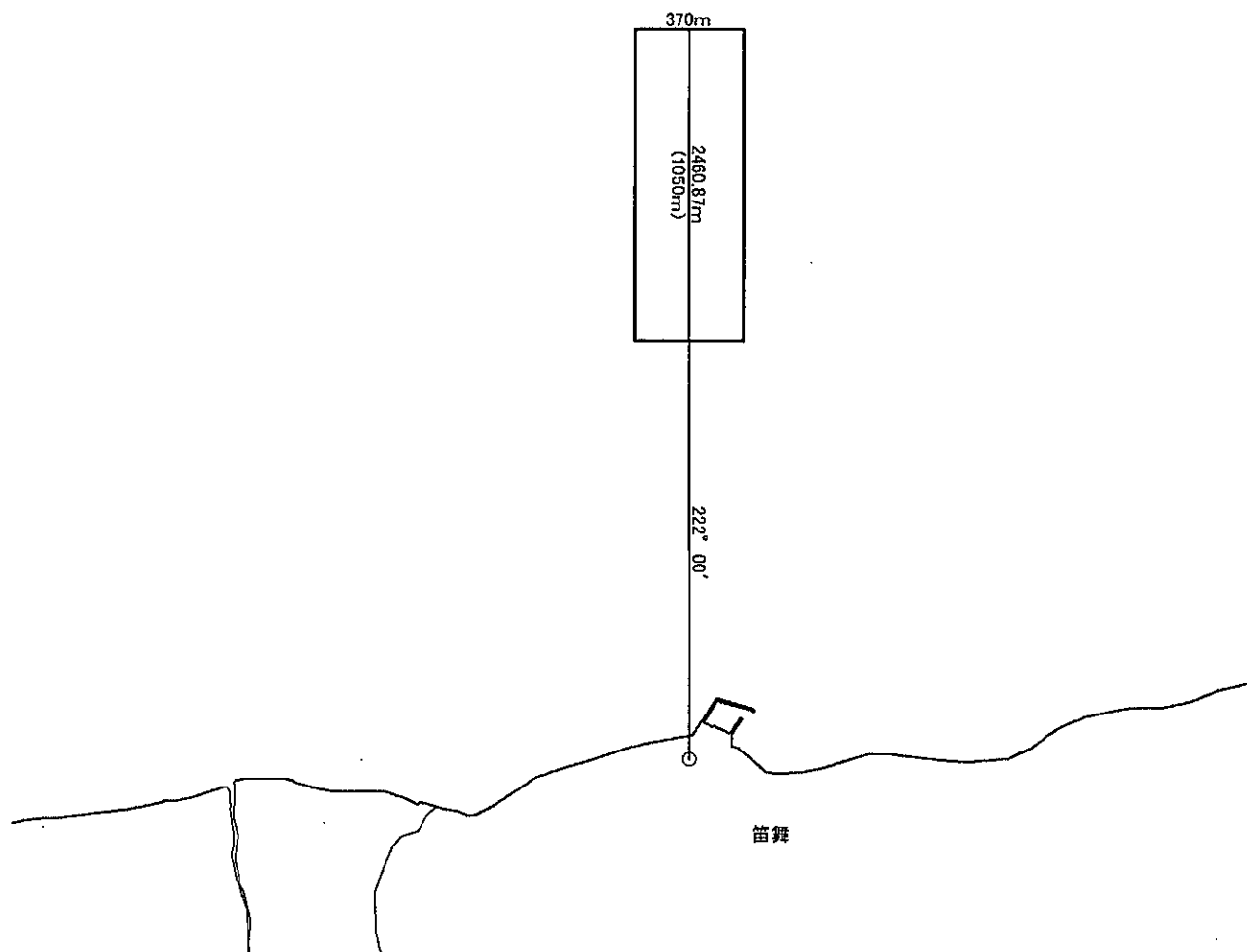
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -216942.9135

Y = 70713.2306



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

えさけ定第17号

漁場の位置

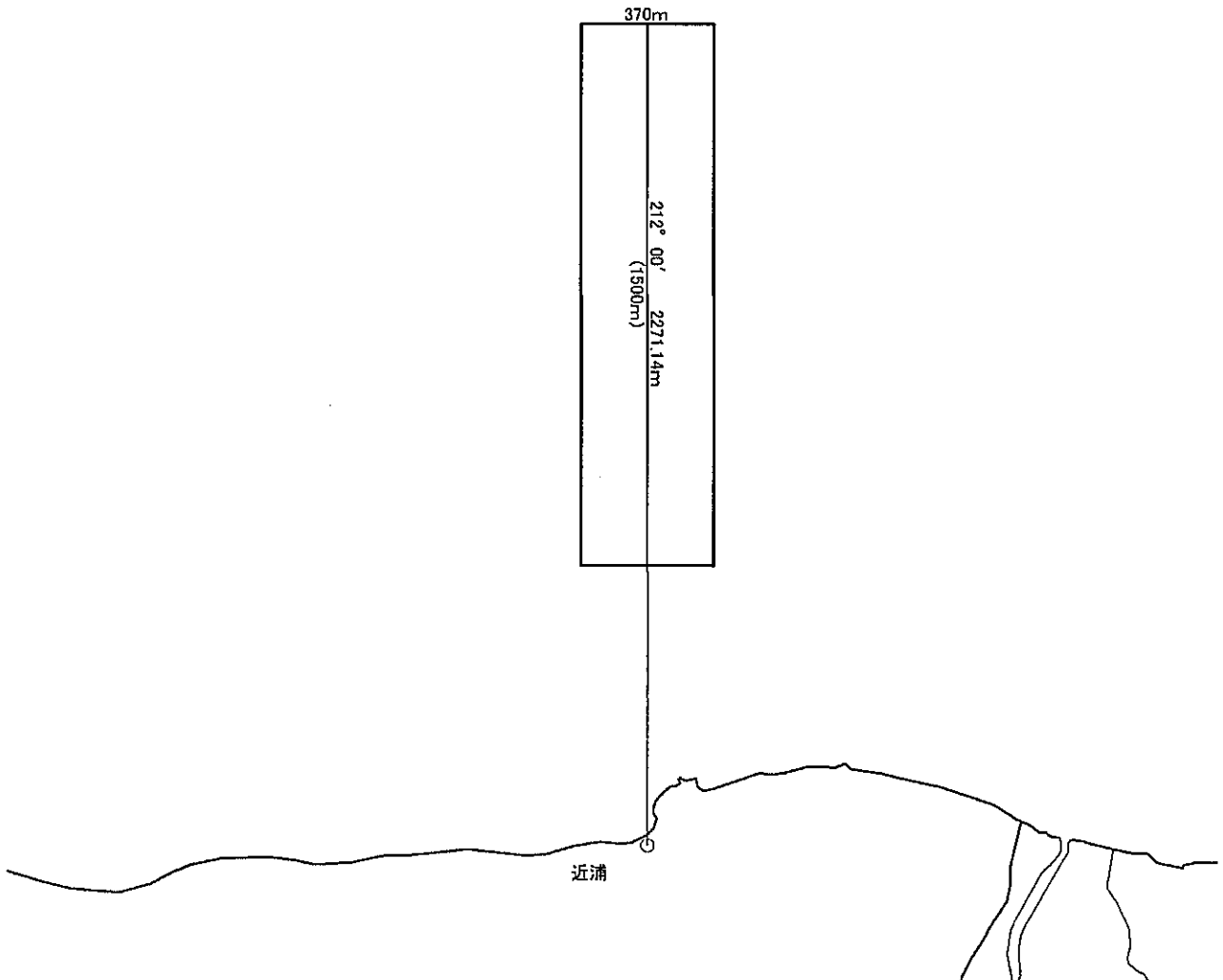
幌泉郡えりも町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -215549.1494

Y = 68591.3095



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/15,000

様さけ定第1号

漁場の位置

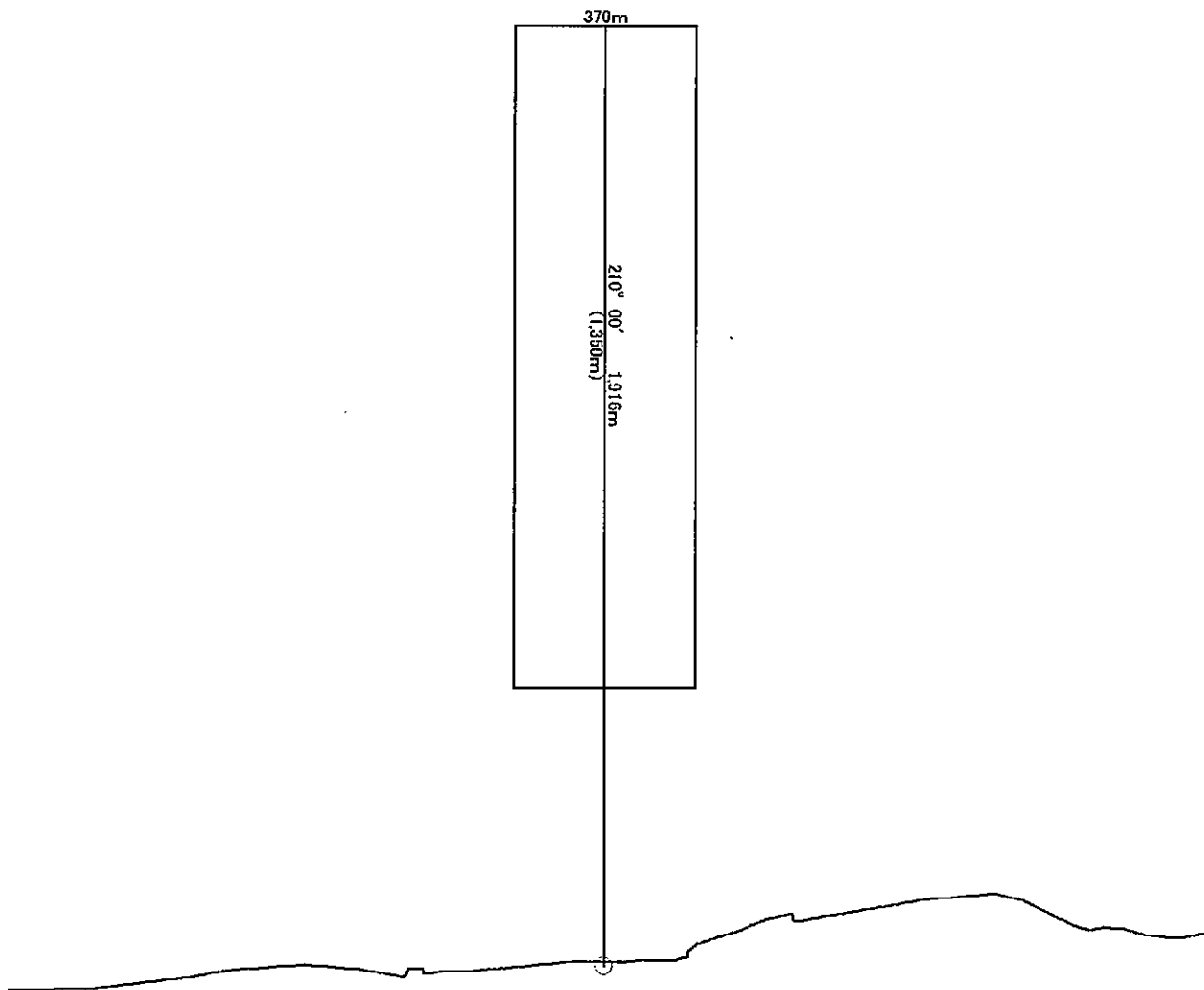
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -214090.4372

Y = 66174.4189



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

様さけ定第2号

漁場の位置

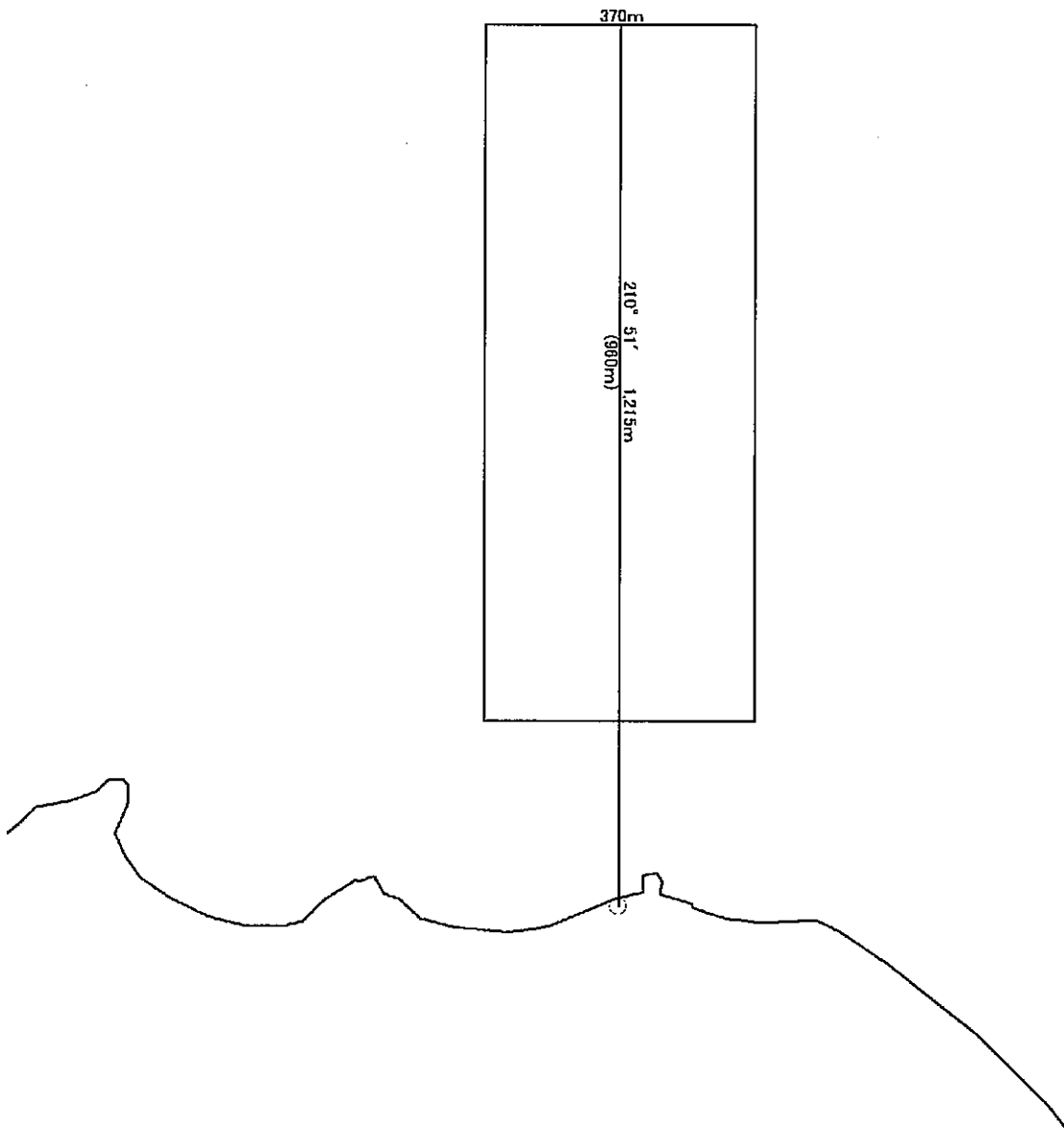
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -212391.2538

Y = 62296.9199



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/20,000

様さけ定第3号

漁場の位置

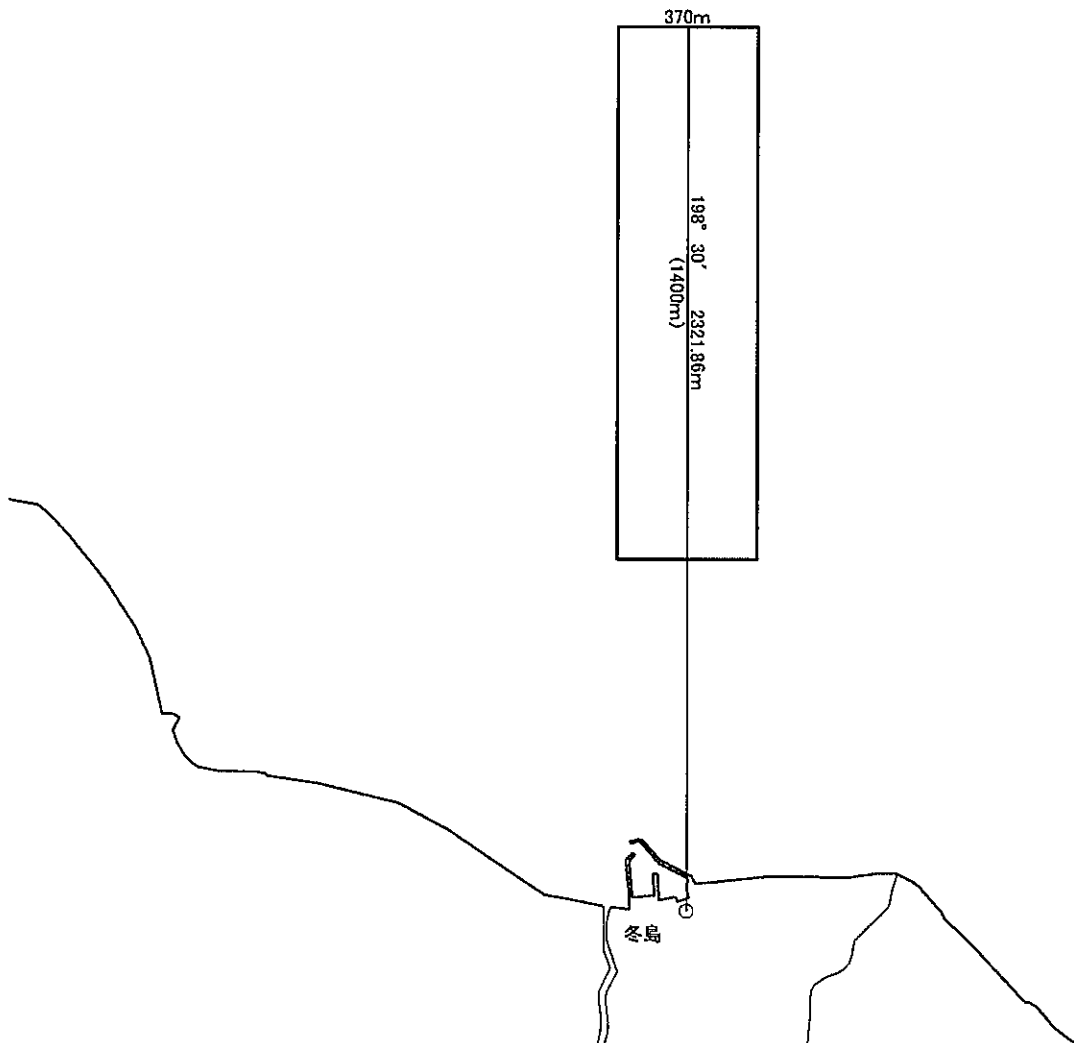
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -210684.604

Y = 60783.5711



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

様さけ定第4号

漁場の位置

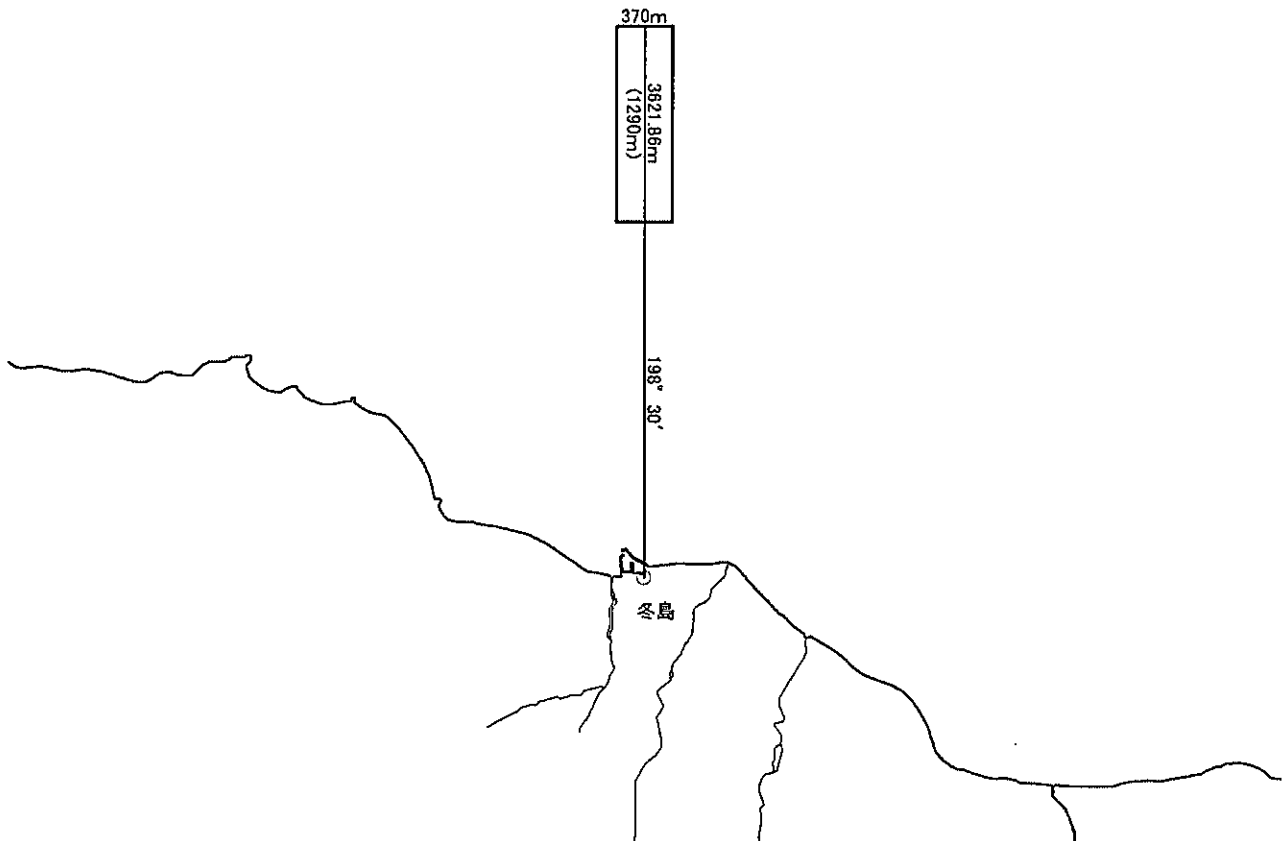
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -210684.604

Y = 60783.5711



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

様さけ定第5号

漁場の位置

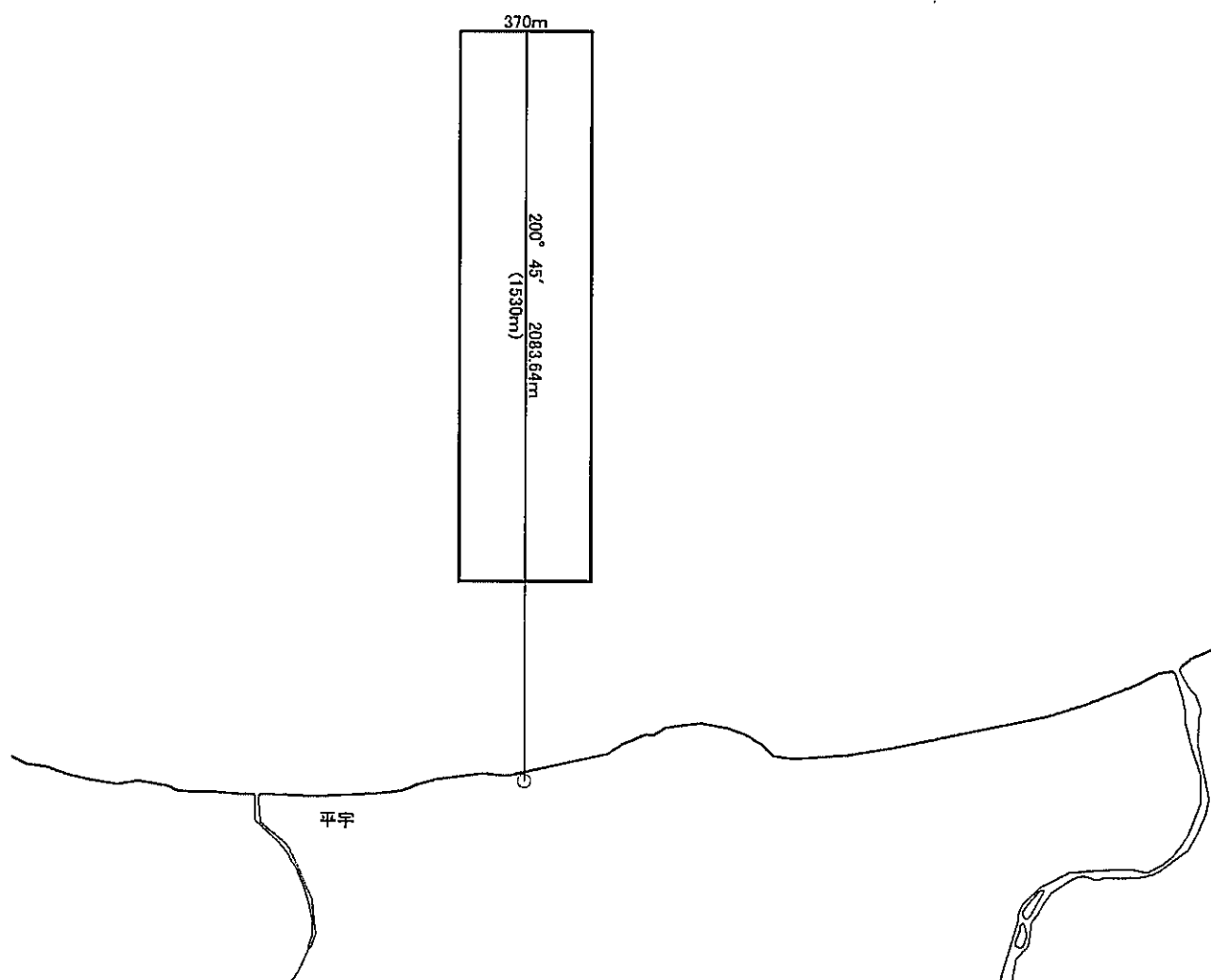
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -208315.1559

Y = 57936.3709



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

様さけ定第6号

漁場の位置

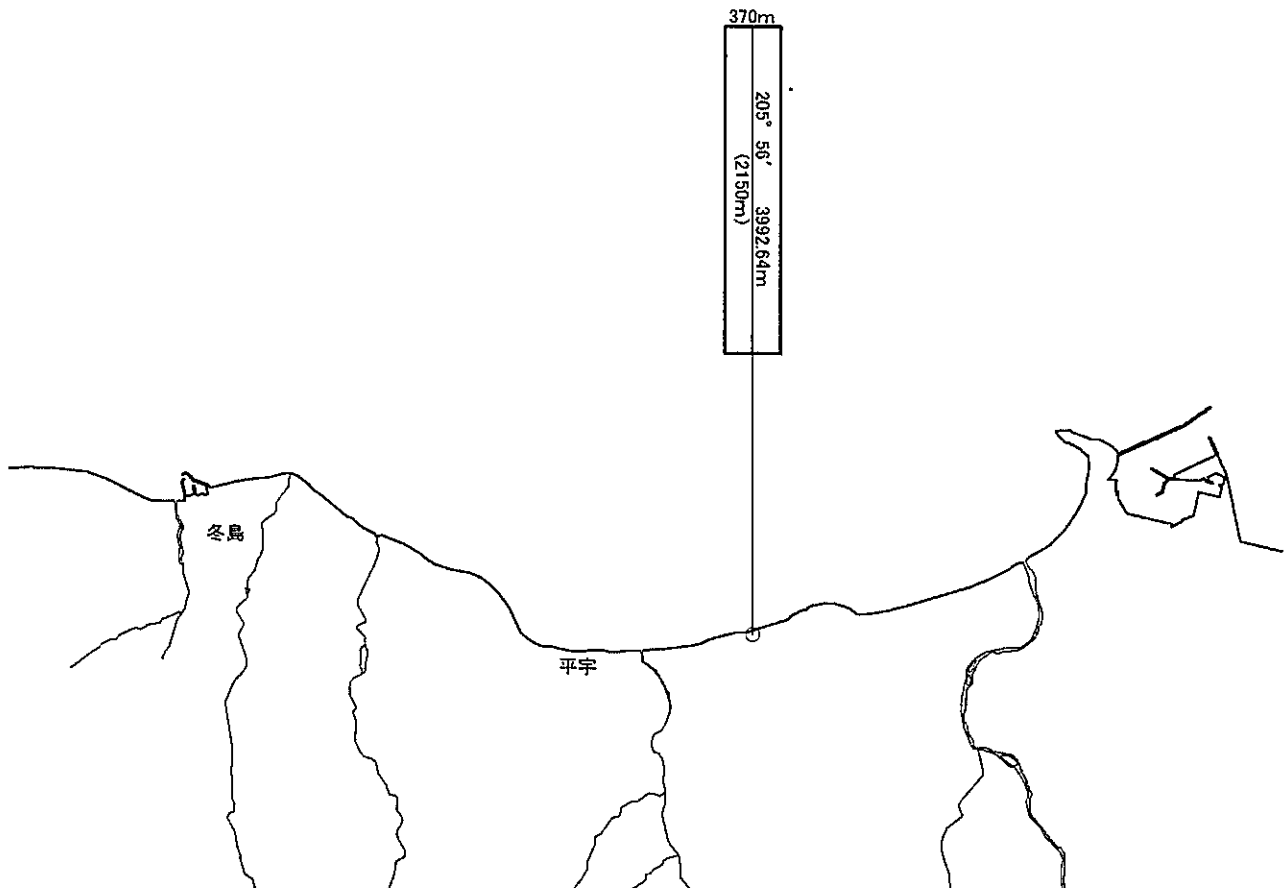
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -208315.1559

Y = 57936.3709



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

様さけ定第7号

漁場の位置

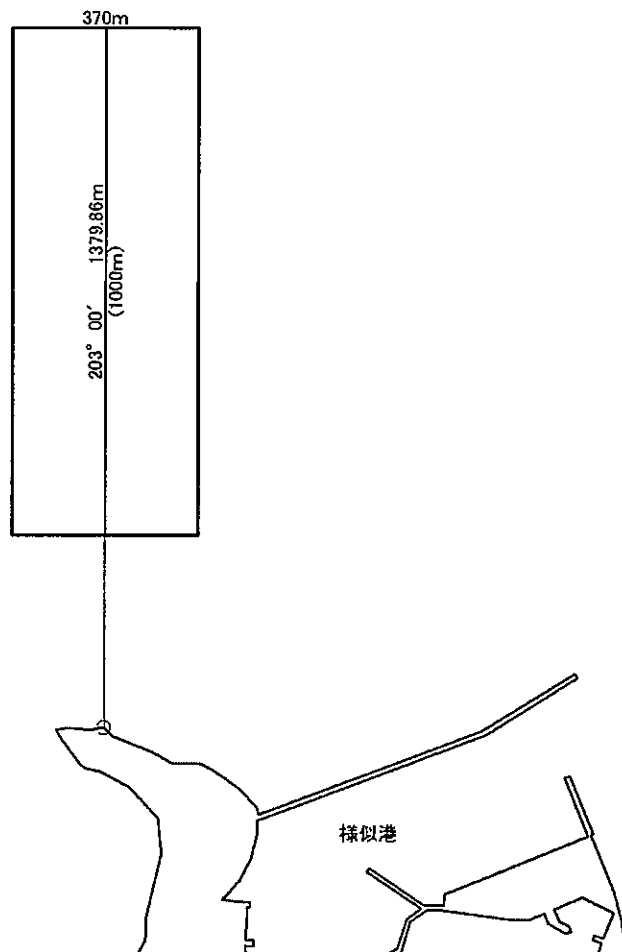
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -208601.5757

Y = 55462.5972



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

様さけ定第8号

漁場の位置

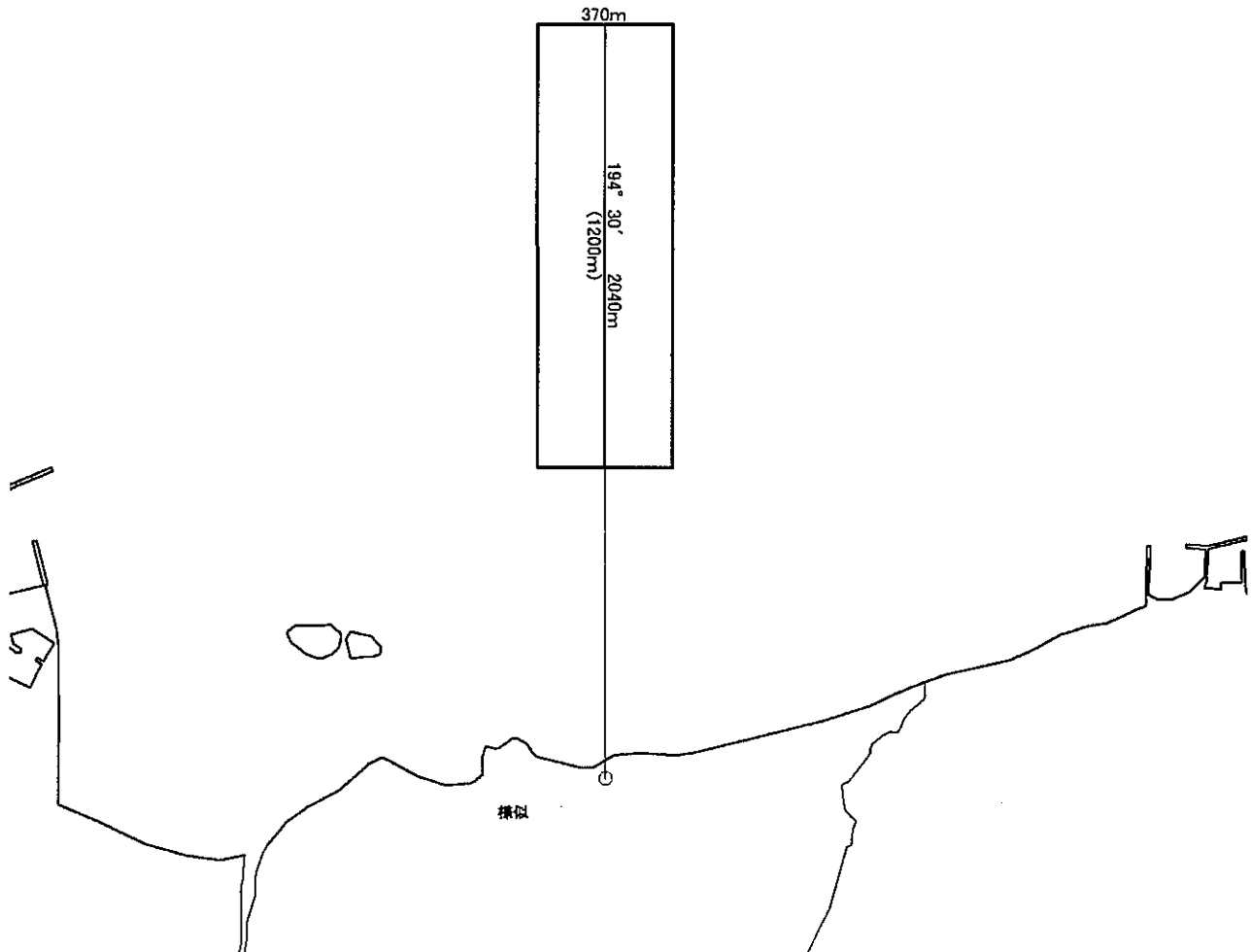
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -207146.14

Y = 53313.1134



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

様さけ定第9号

漁場の位置

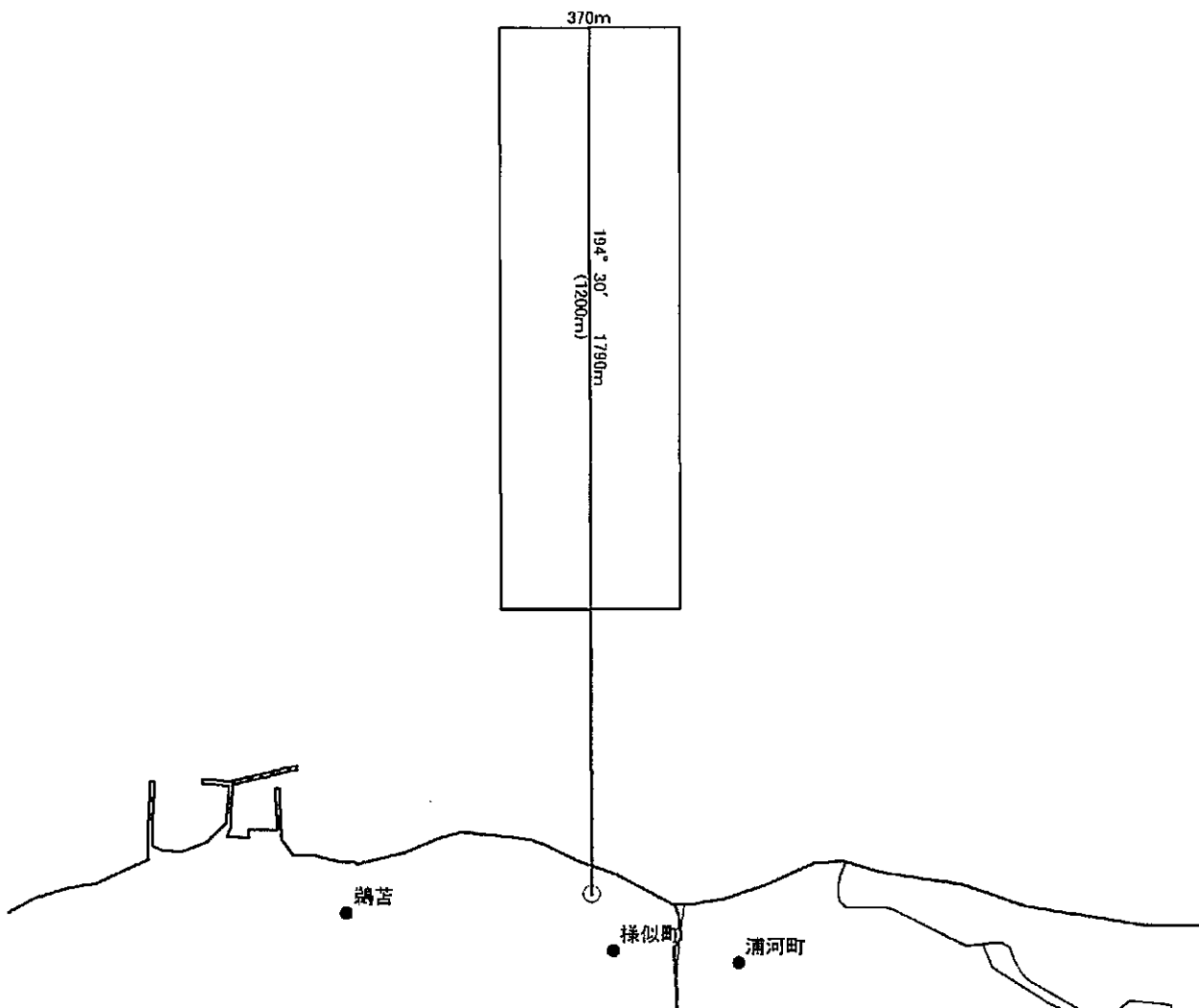
様似郡様似町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -206926.061

Y = 50903.616



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

浦さけ定第1号

漁場の位置

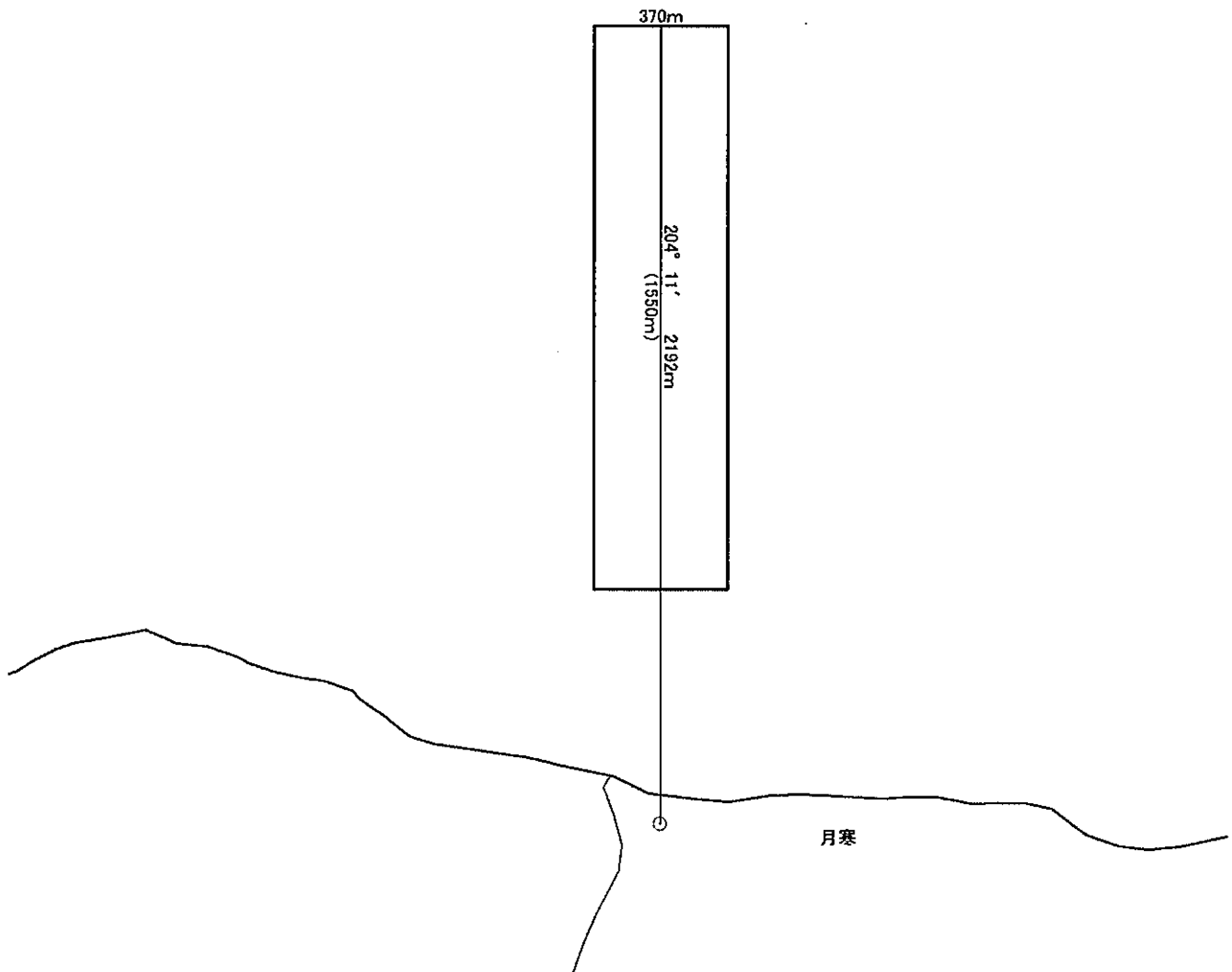
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -205230.9864

Y = 45573.8497



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浦さけ定第2号

漁場の位置

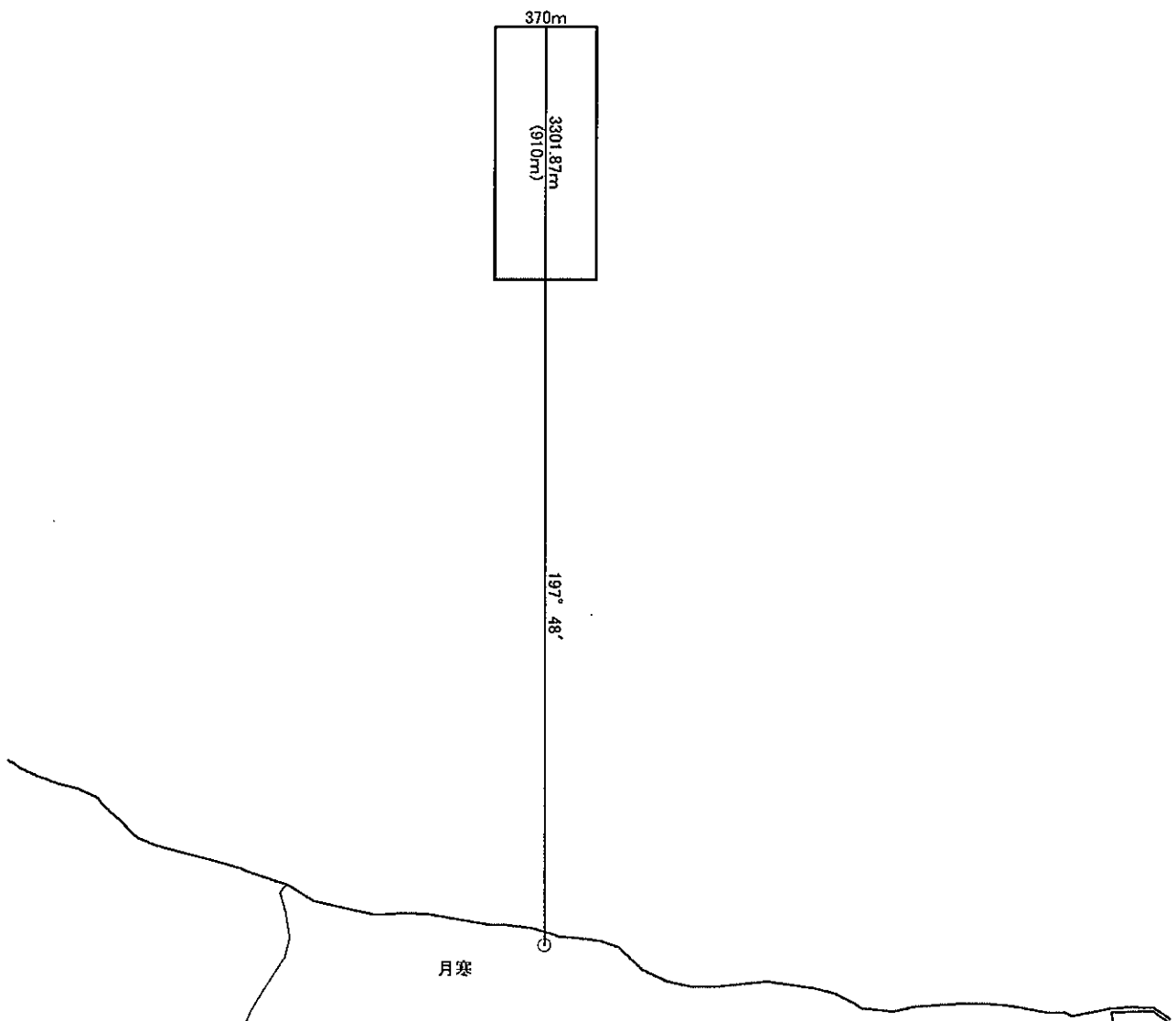
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -204914.5412

Y = 44820.5749



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

浦さけ定第3号

漁場の位置

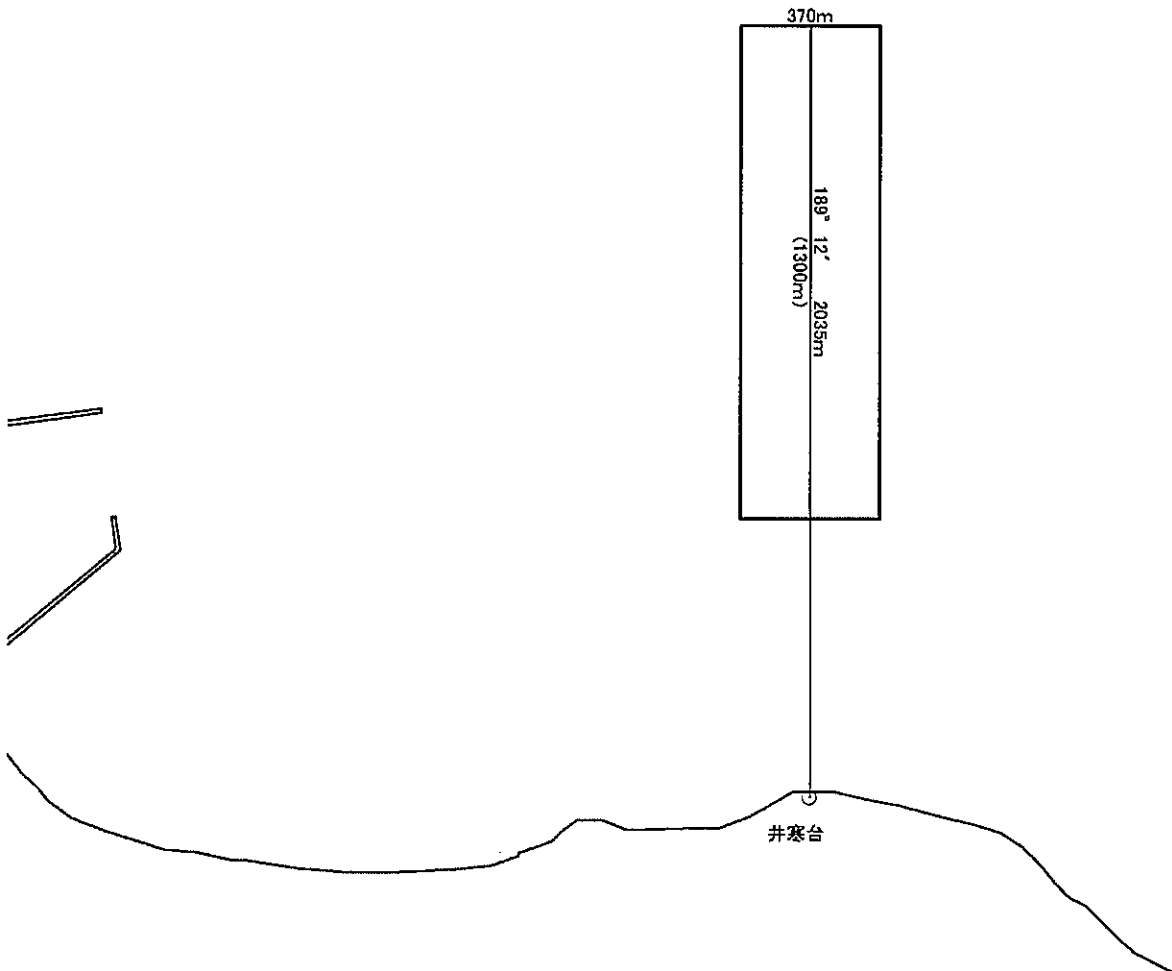
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -202424.6588

Y = 40278.8619



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

浦さけ定第4号

漁場の位置

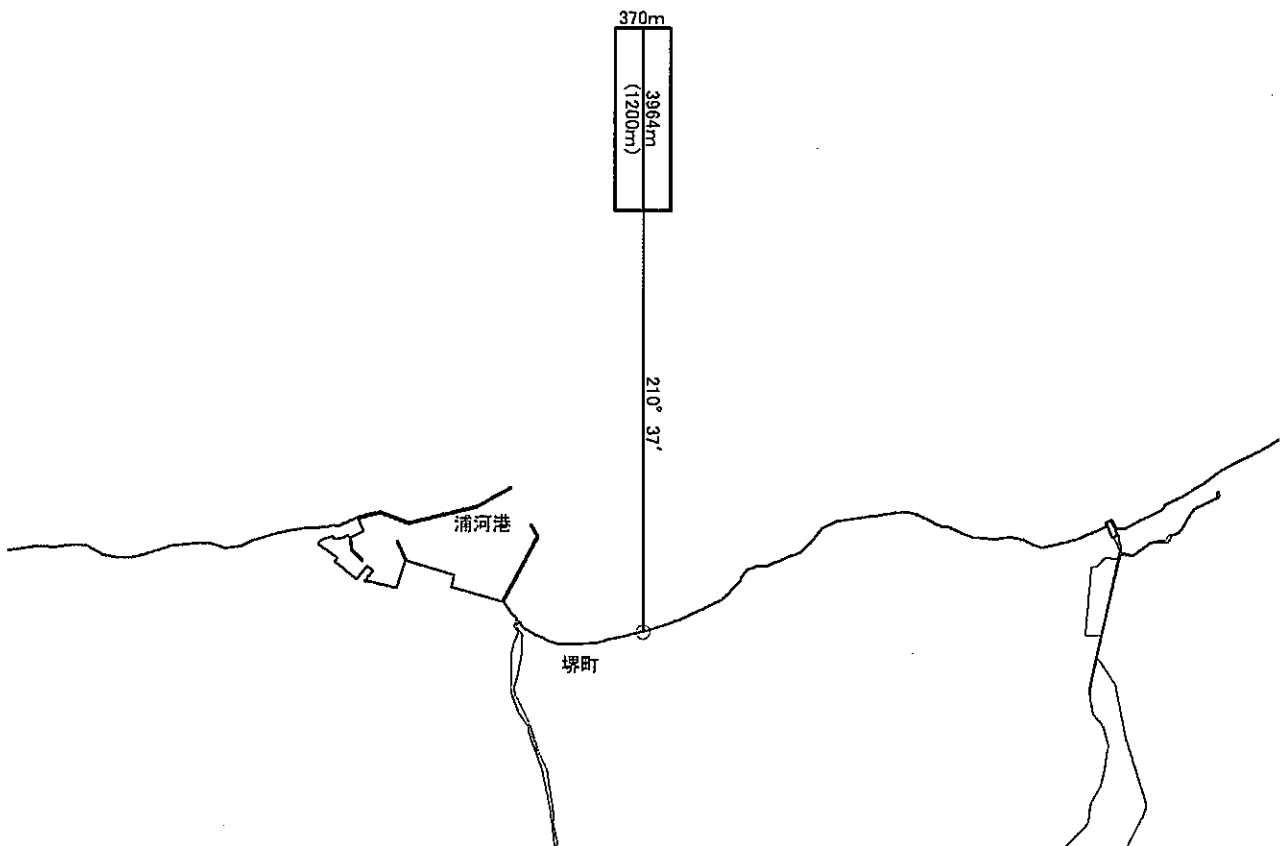
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -202464.5869

Y = 41690.1759



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

浦さけ定第5号

漁場の位置

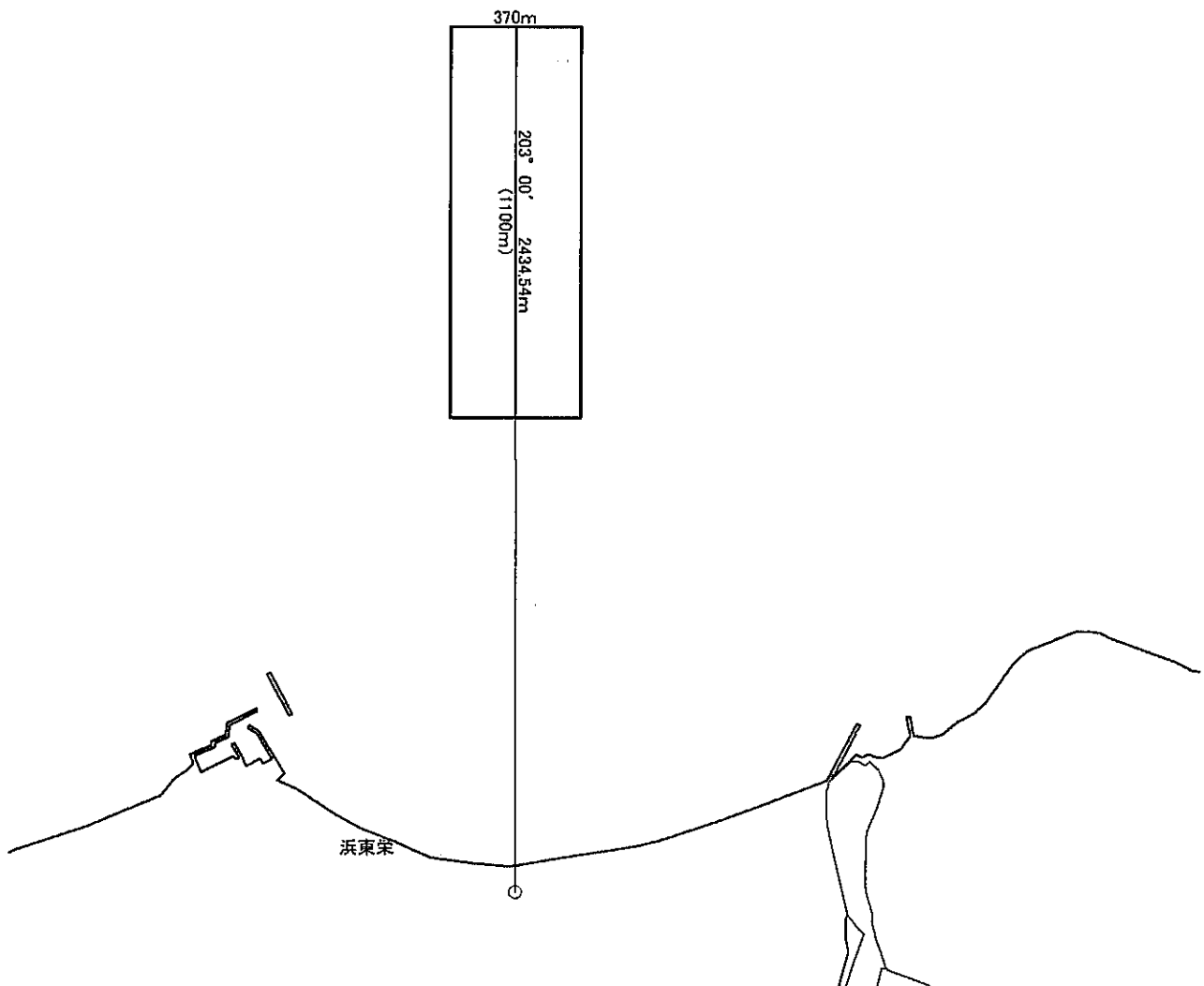
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -200757.8085

Y = 36532.2248



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浦さけ定第6号

漁場の位置

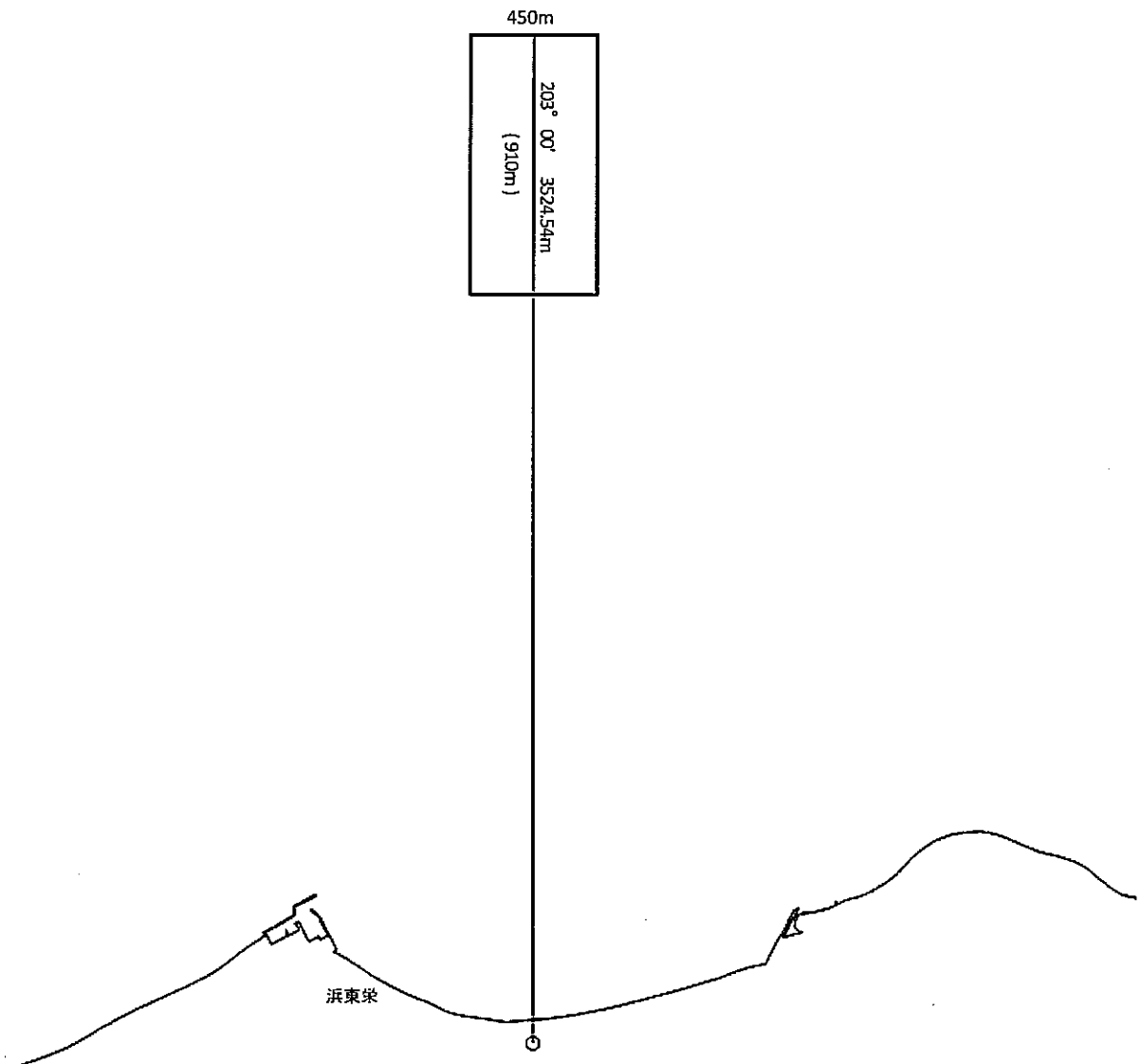
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -200742.1789

Y = 36495.4047



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

浦さけ定第7号

漁場の位置

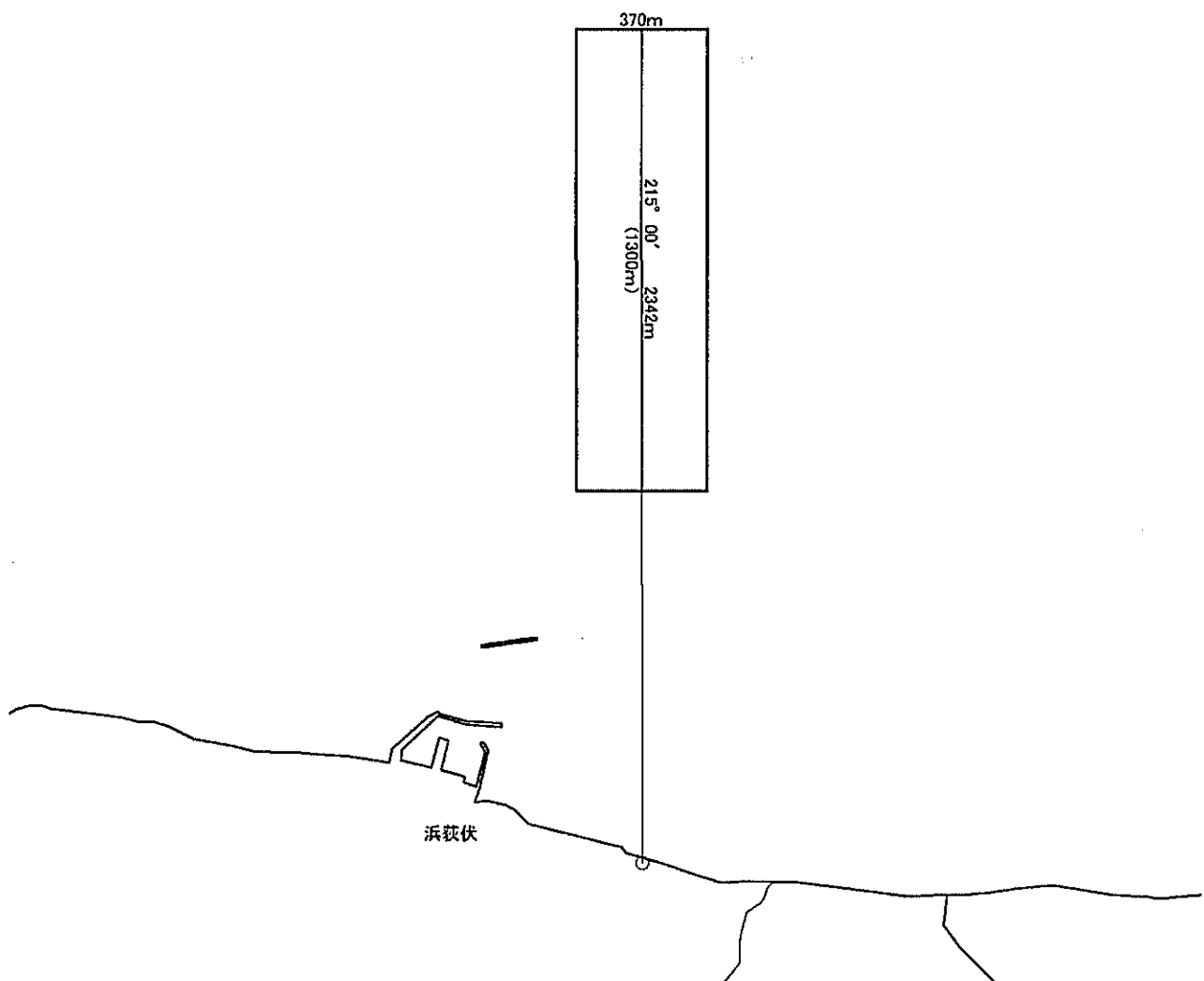
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -199447.2904

Y = 33587.2433



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

浦さけ定第8号

漁場の位置

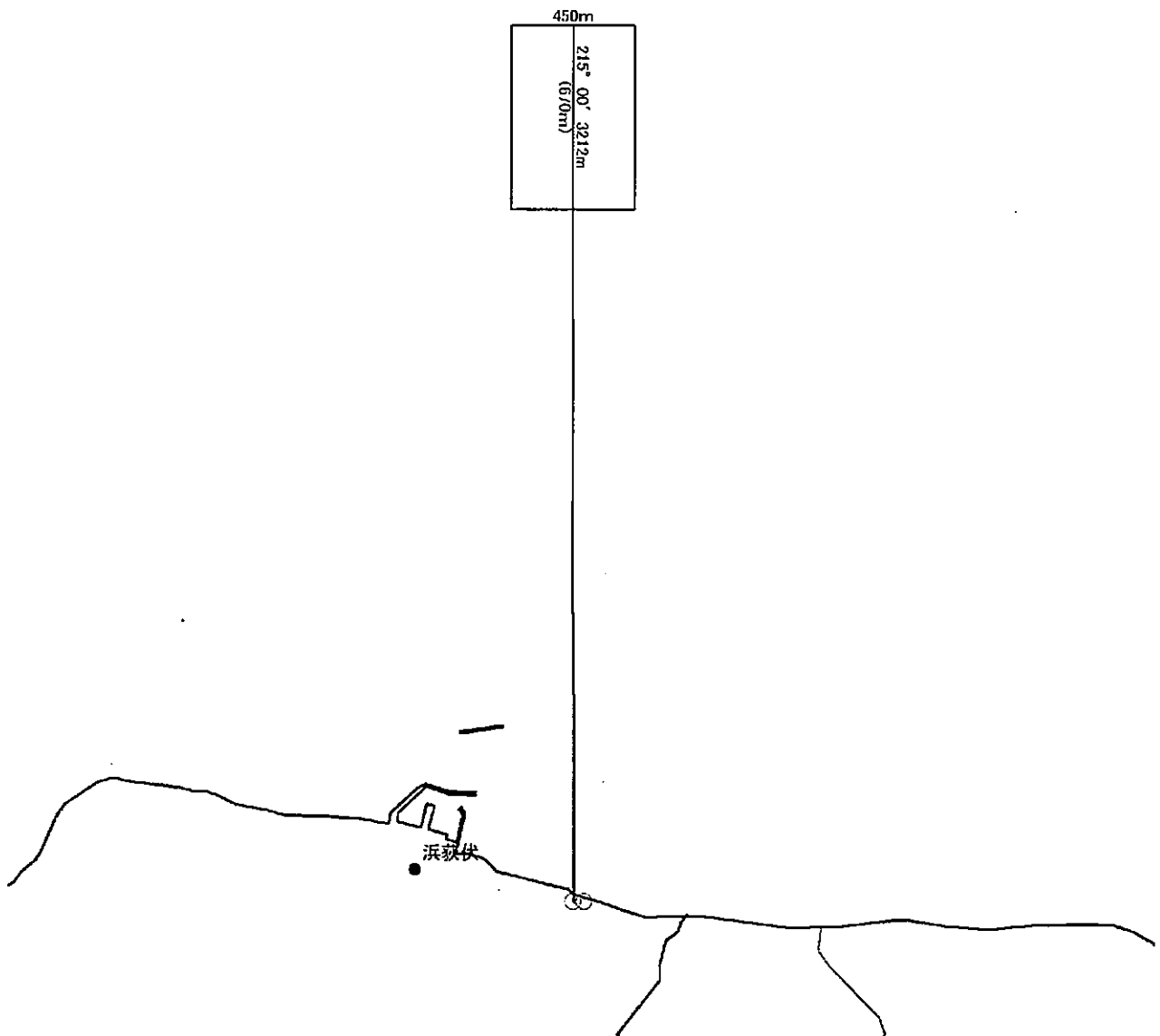
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -199470.231

Y = 33620.014



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

浦小さけ定第1号

漁場の位置

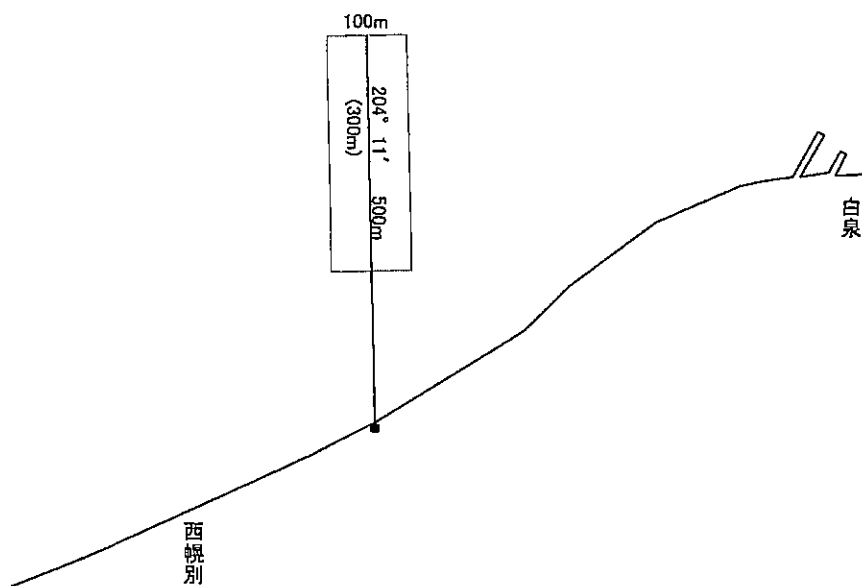
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -206373.228

Y = 48112.549



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

浦小さけ定第2号

漁場の位置

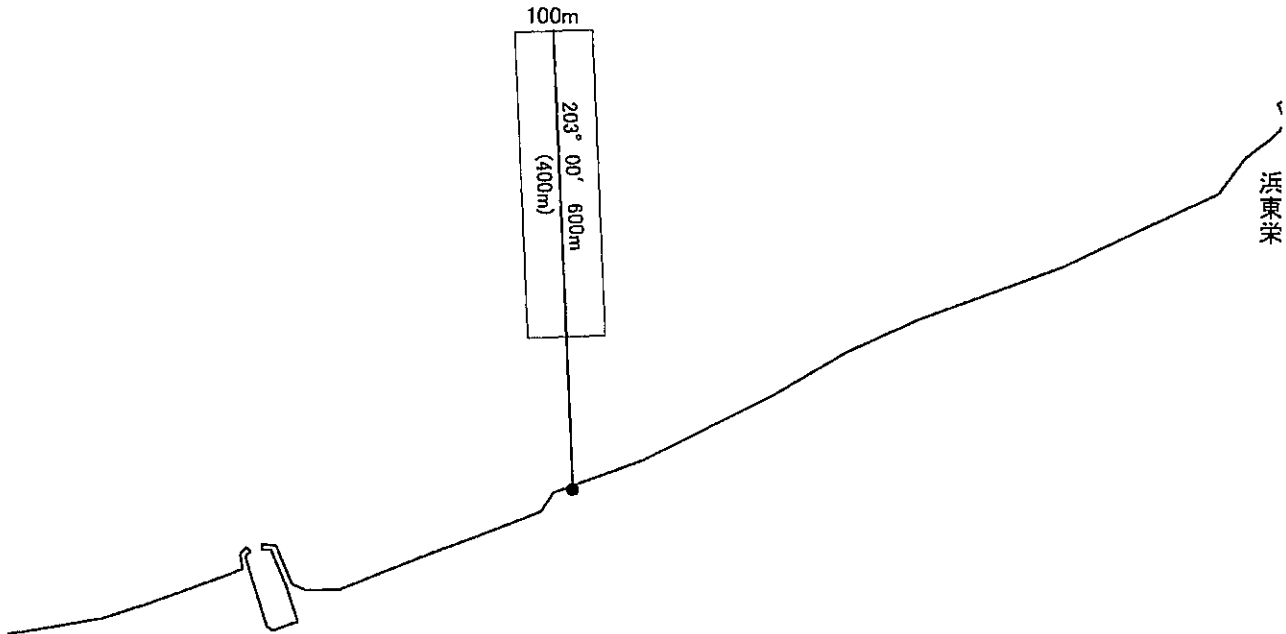
浦河郡浦河町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -201409.460

Y = 38266.078



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

三さけ定第1号

漁場の位置

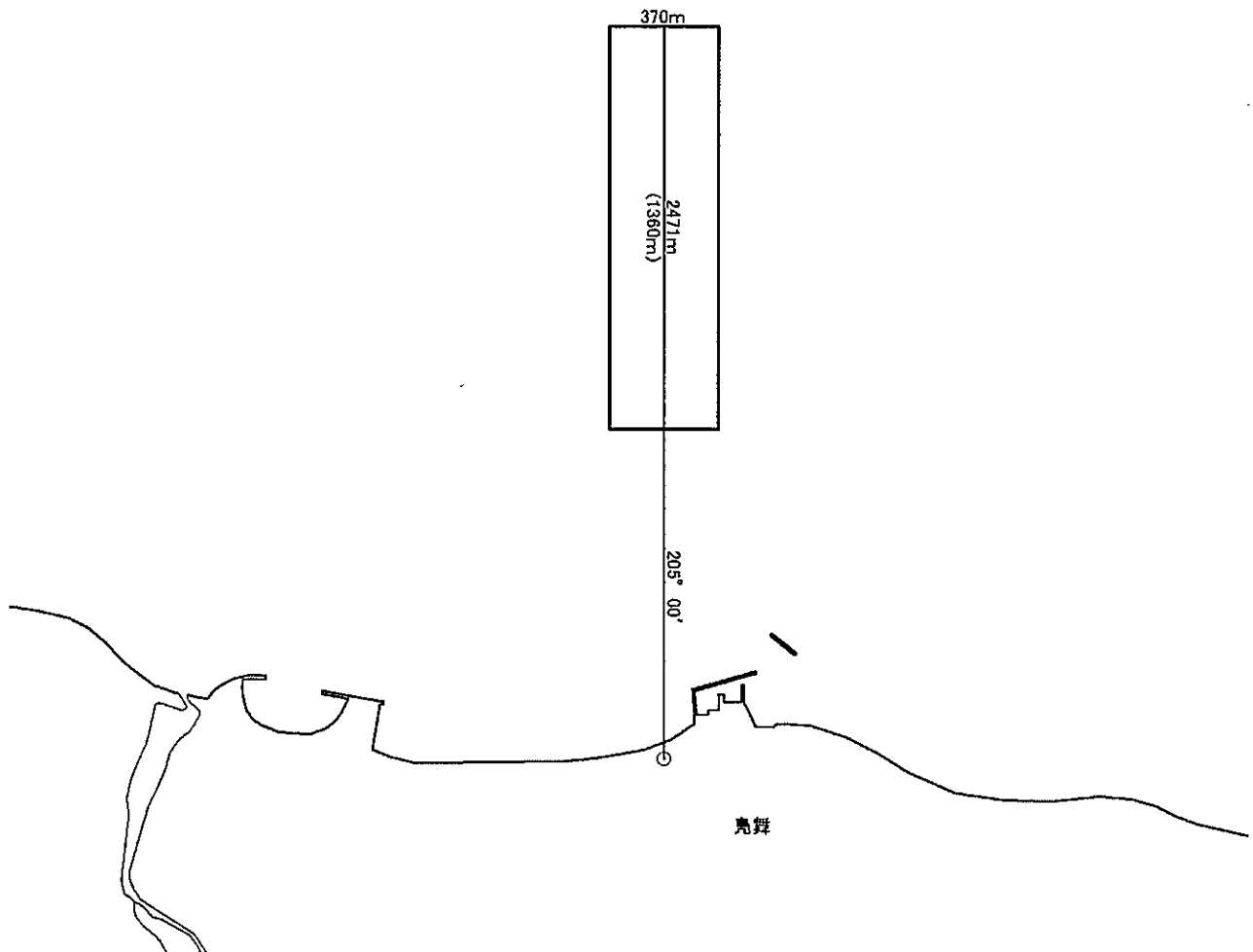
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -196989.1757

Y = 30429.7437



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

三さけ定第2号

漁場の位置

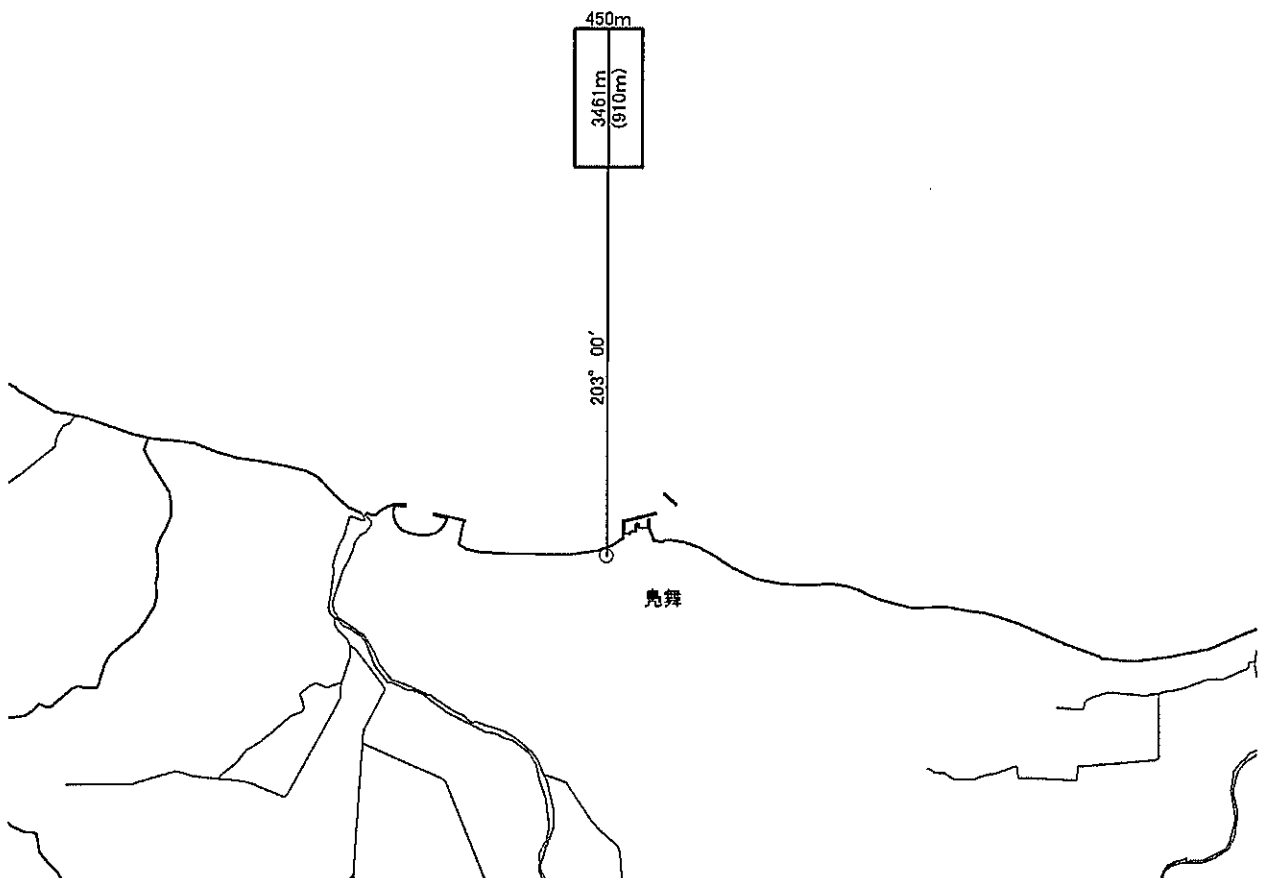
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -196989.1757

Y = 30429.7437



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

三さけ定第3号

漁場の位置

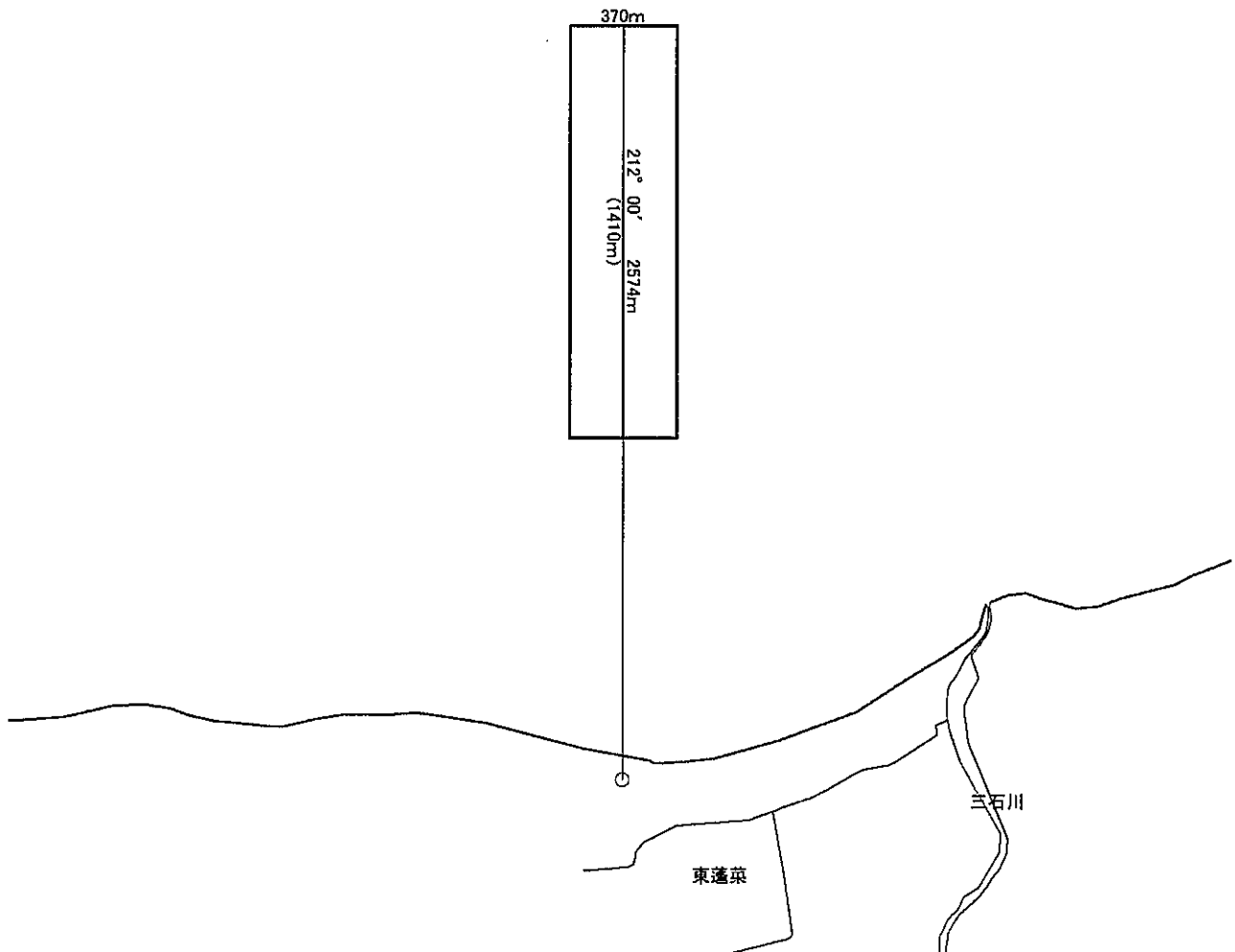
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -195110.4883

Y = 27783.1113



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

三さけ定第4号

漁場の位置

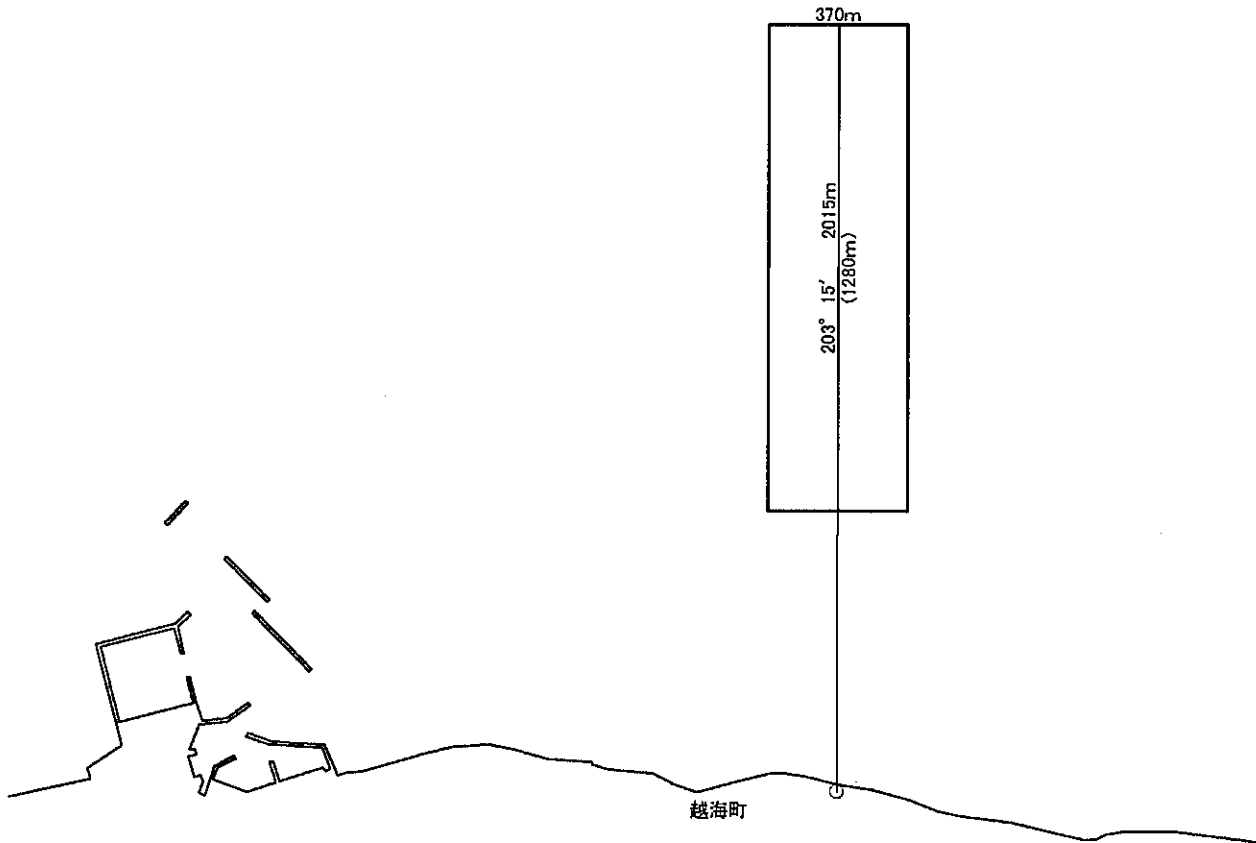
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -193750.5471

Y = 23383.4912



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

三さけ定第5号

漁場の位置

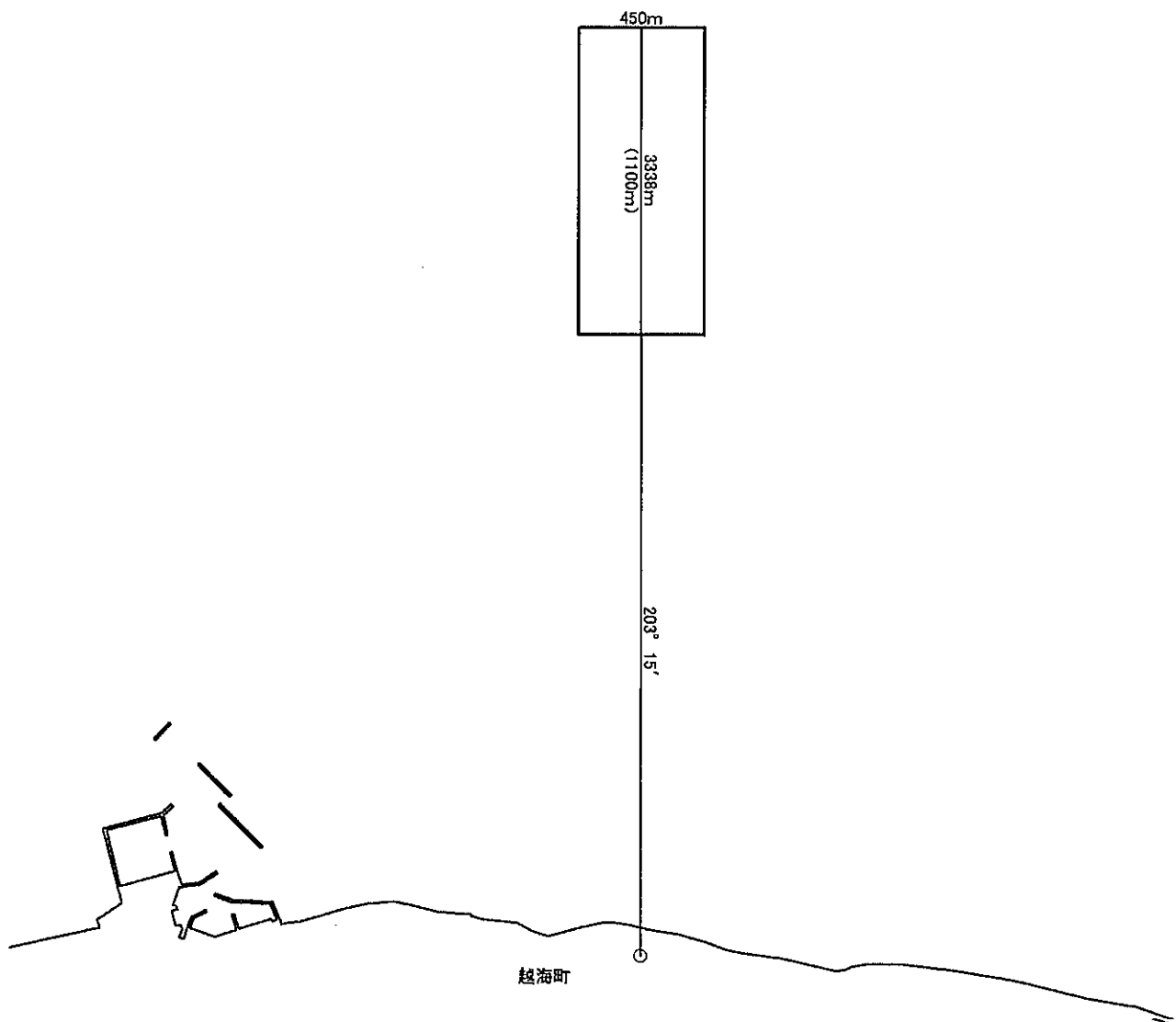
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -193699.2678

Y = 23449.0625



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

静さけ定第1号

漁場の位置

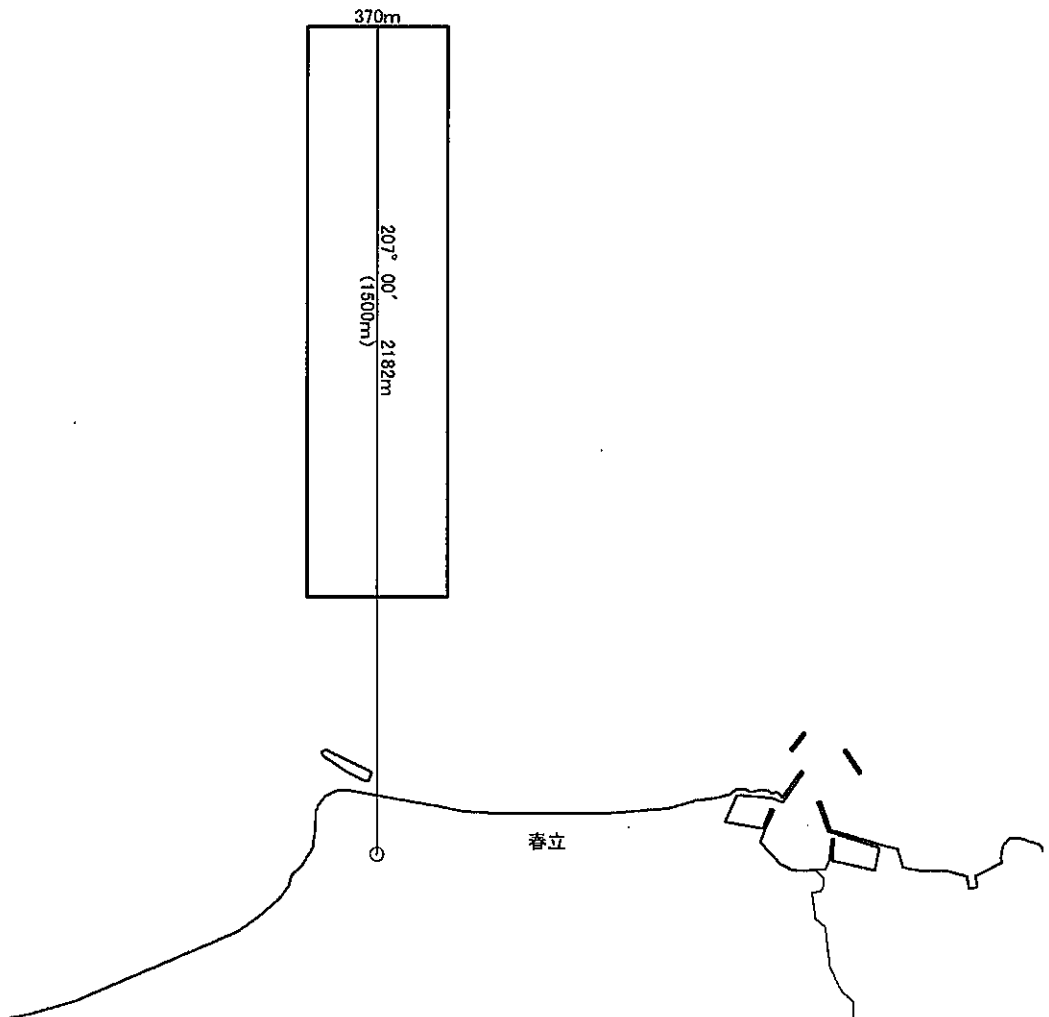
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -192464.5543

Y = 20229.4842



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

静さけ定第2号

漁場の位置

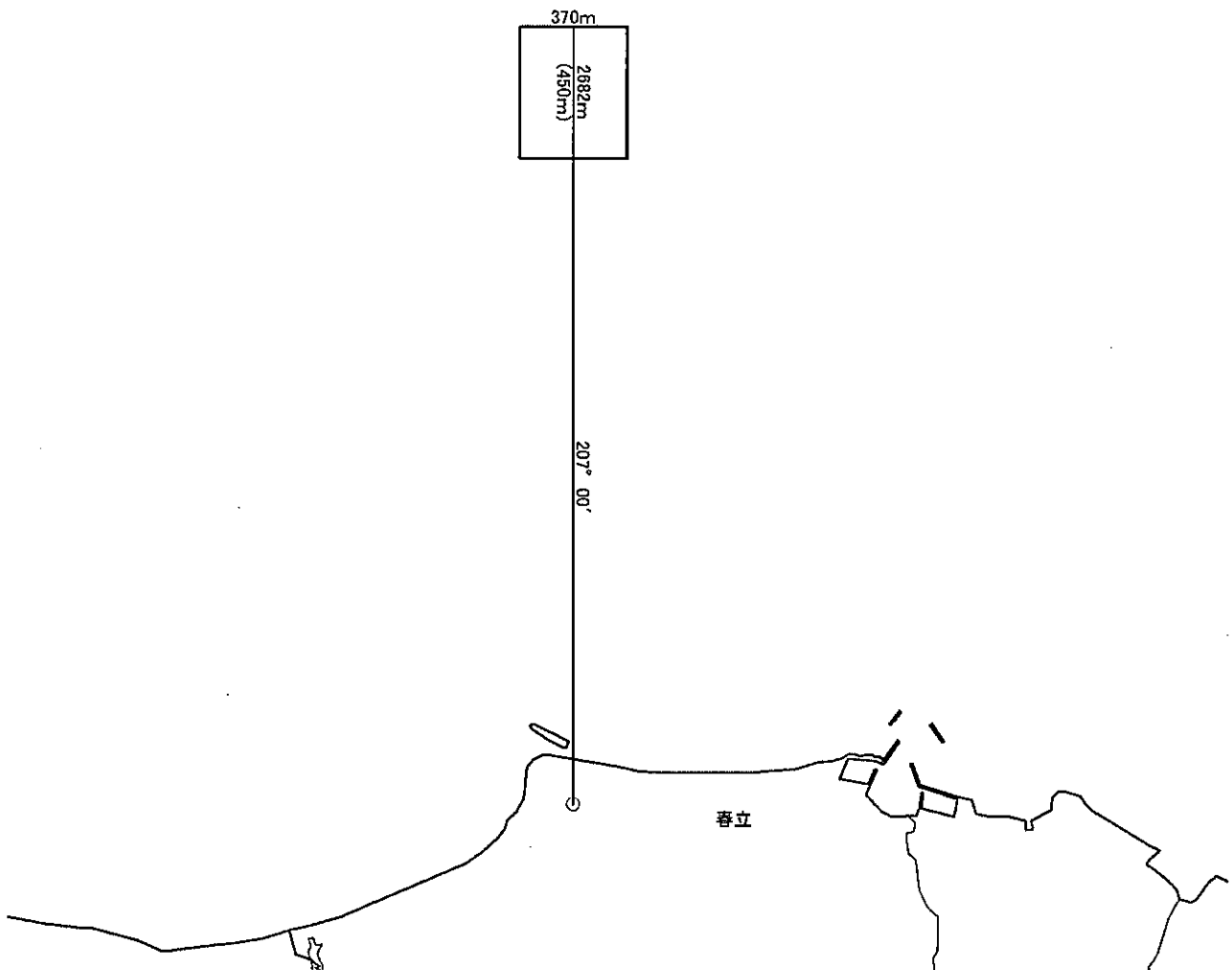
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -192464.5543

Y = 20229.4842



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

静さけ定第3号

漁場の位置

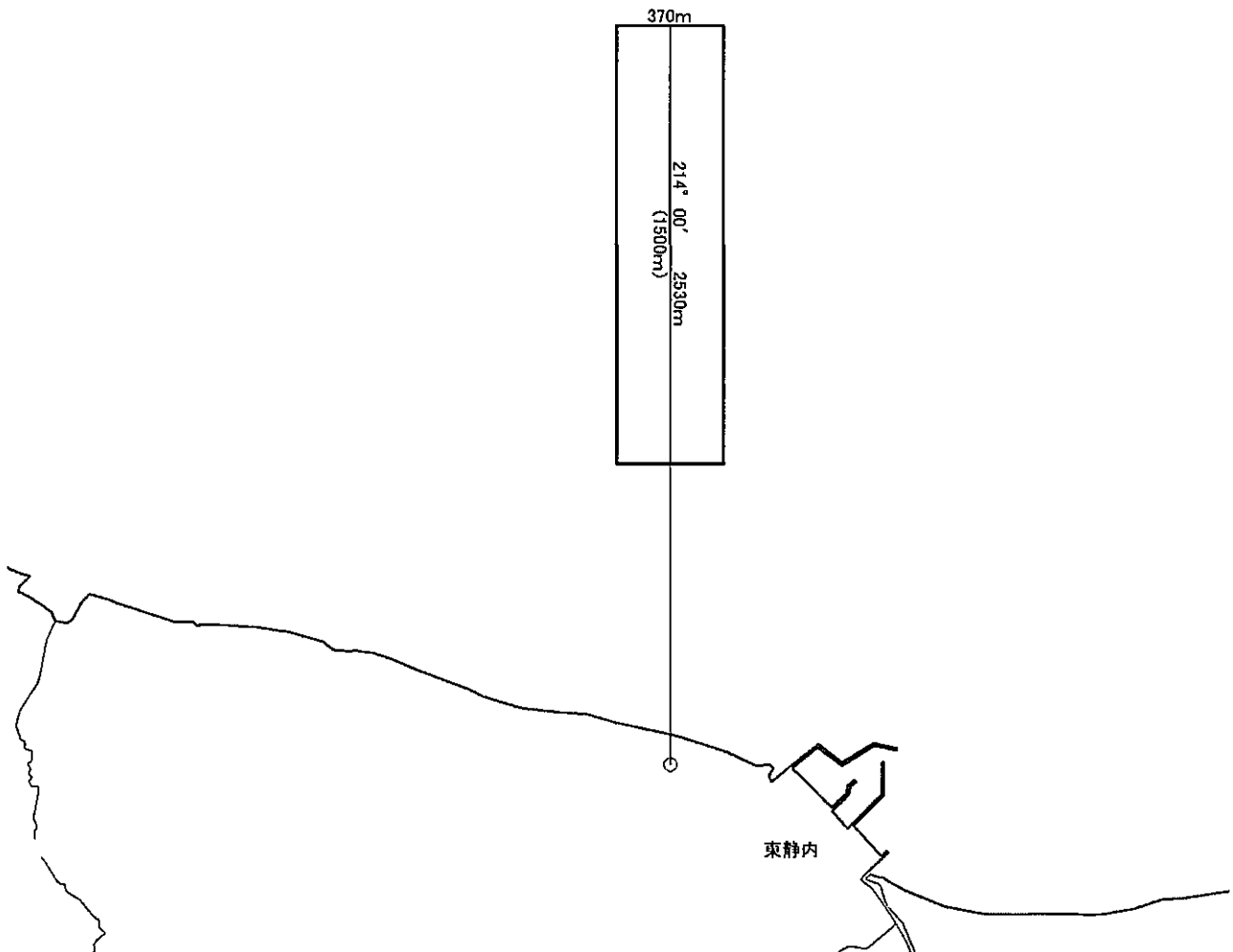
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -189638.2728

Y = 17021.033



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

静さけ定第4号

漁場の位置

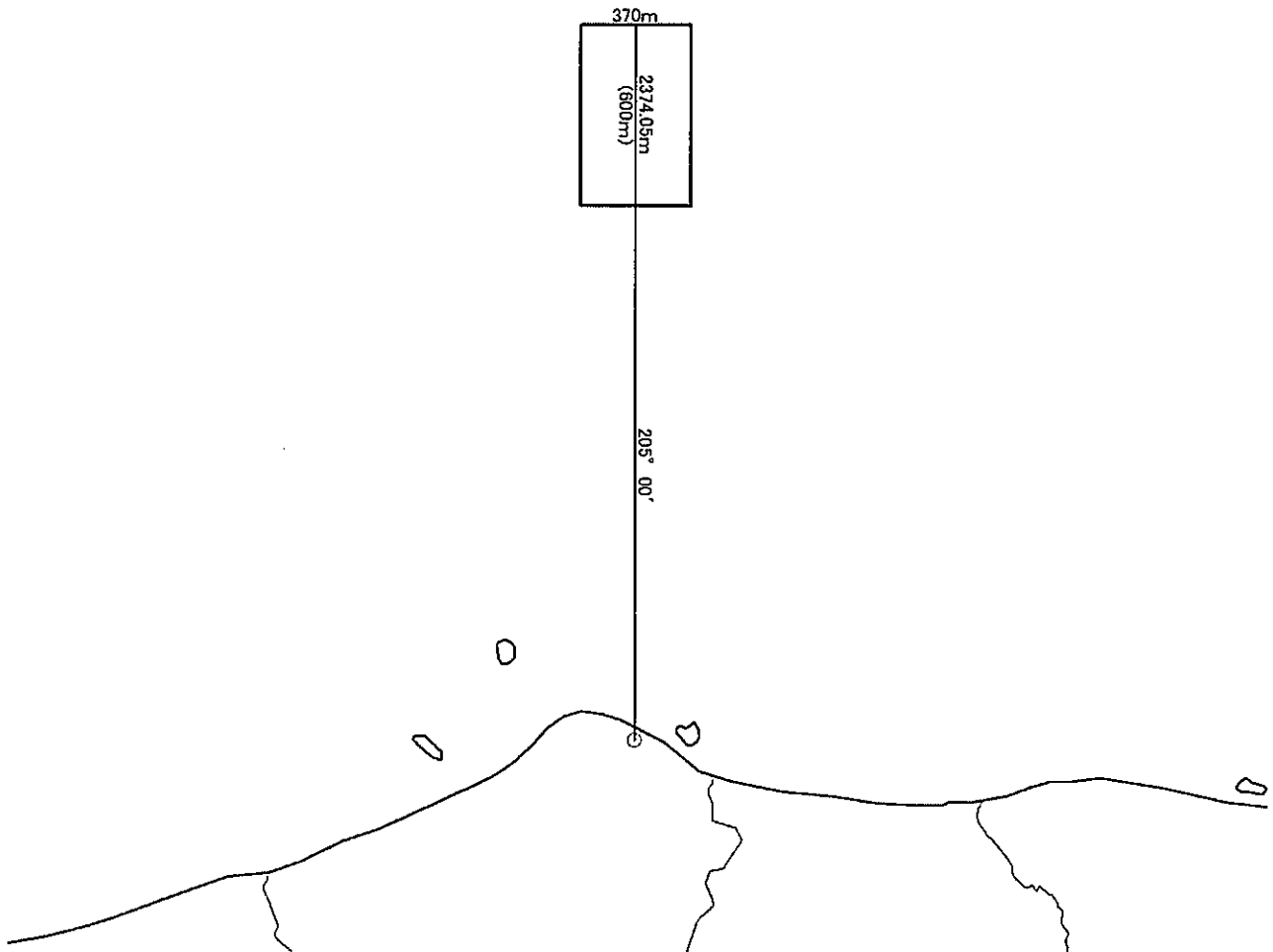
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -187681.9509

Y = 12739.3299



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

静さけ定第5号

漁場の位置

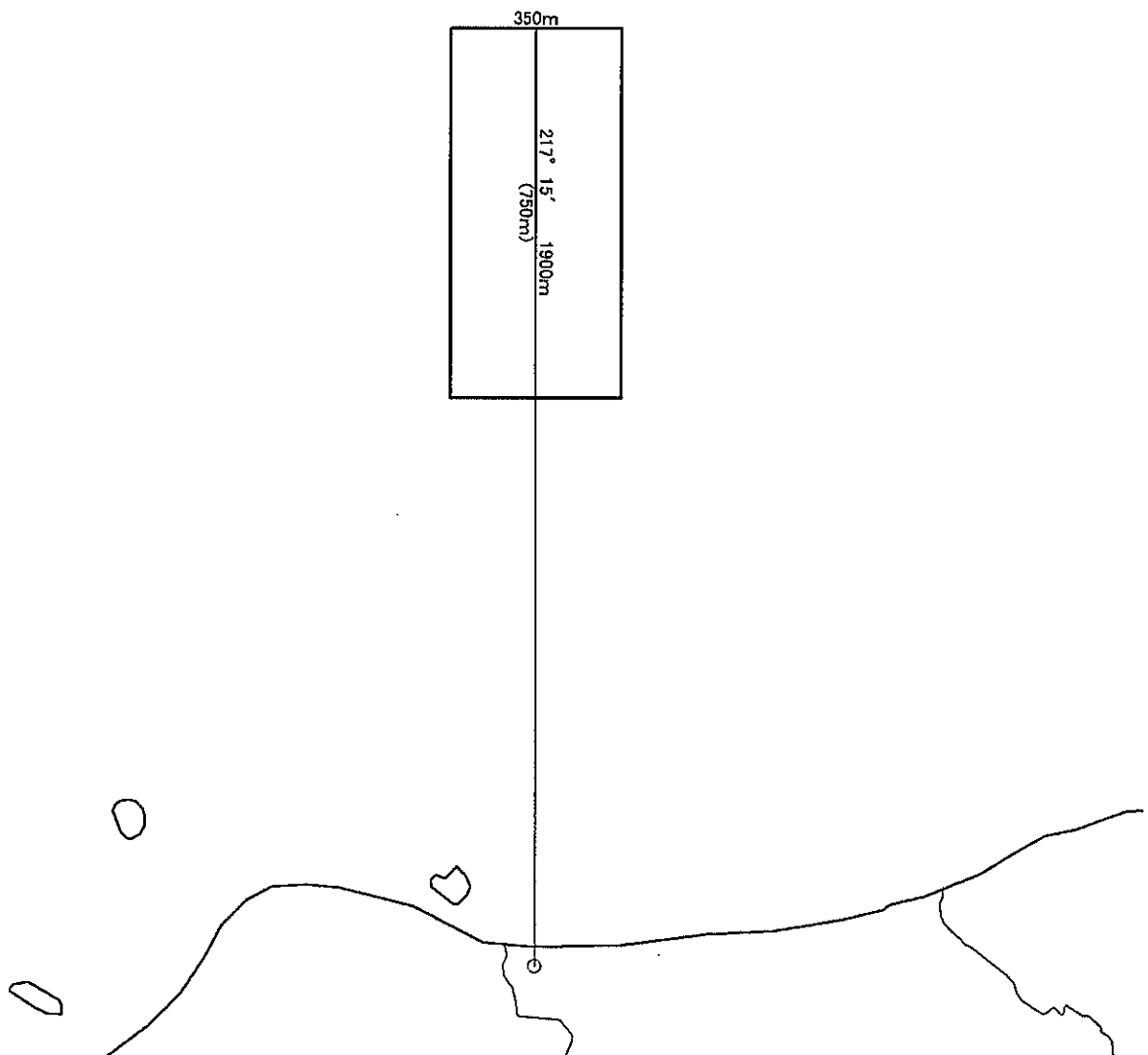
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -187390.8796

Y = 12529.4654



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

静さけ定第6号

漁場の位置

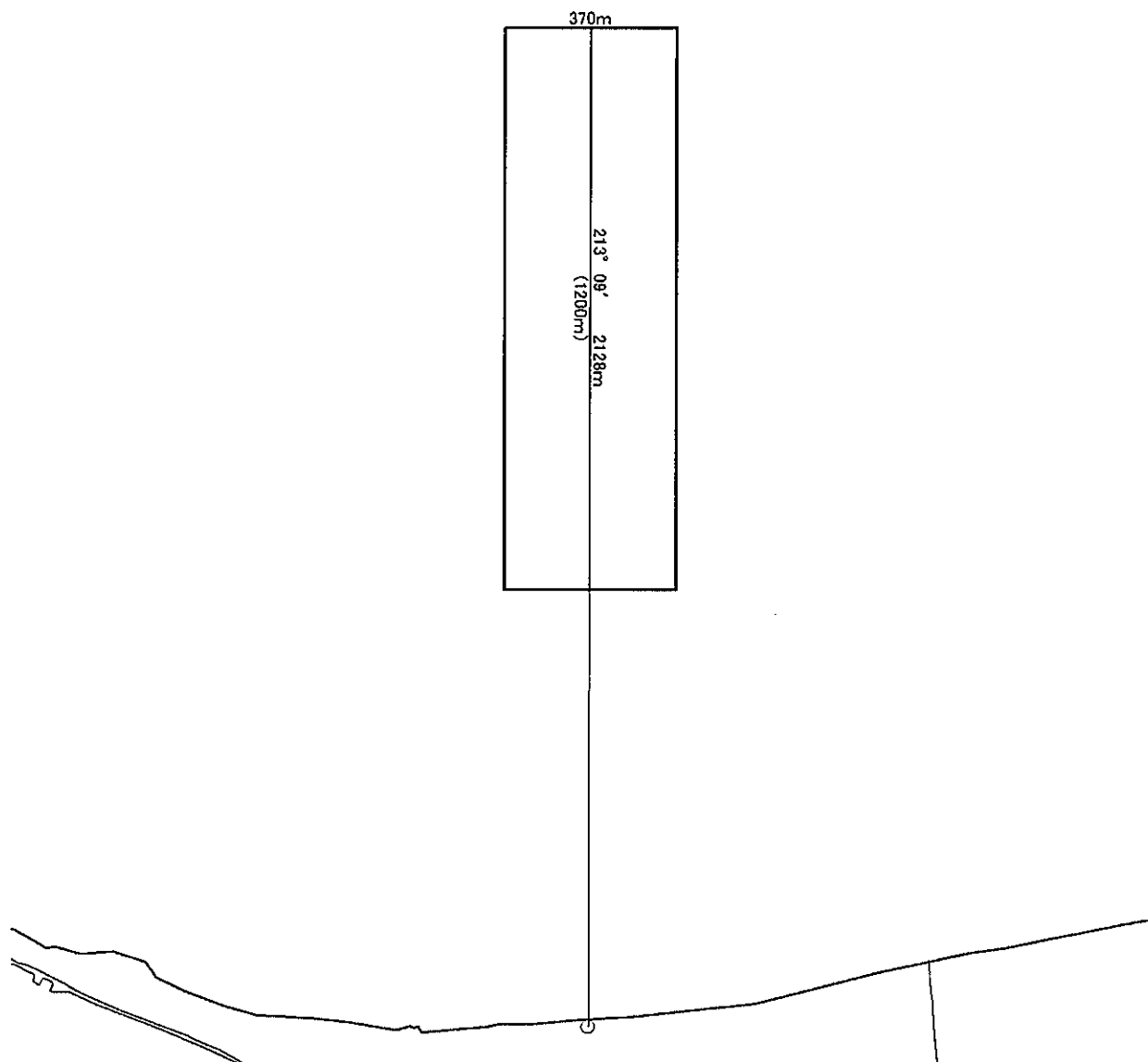
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -184653.8225

Y = 8633.6494



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

静小さけ定第1号

漁場の位置

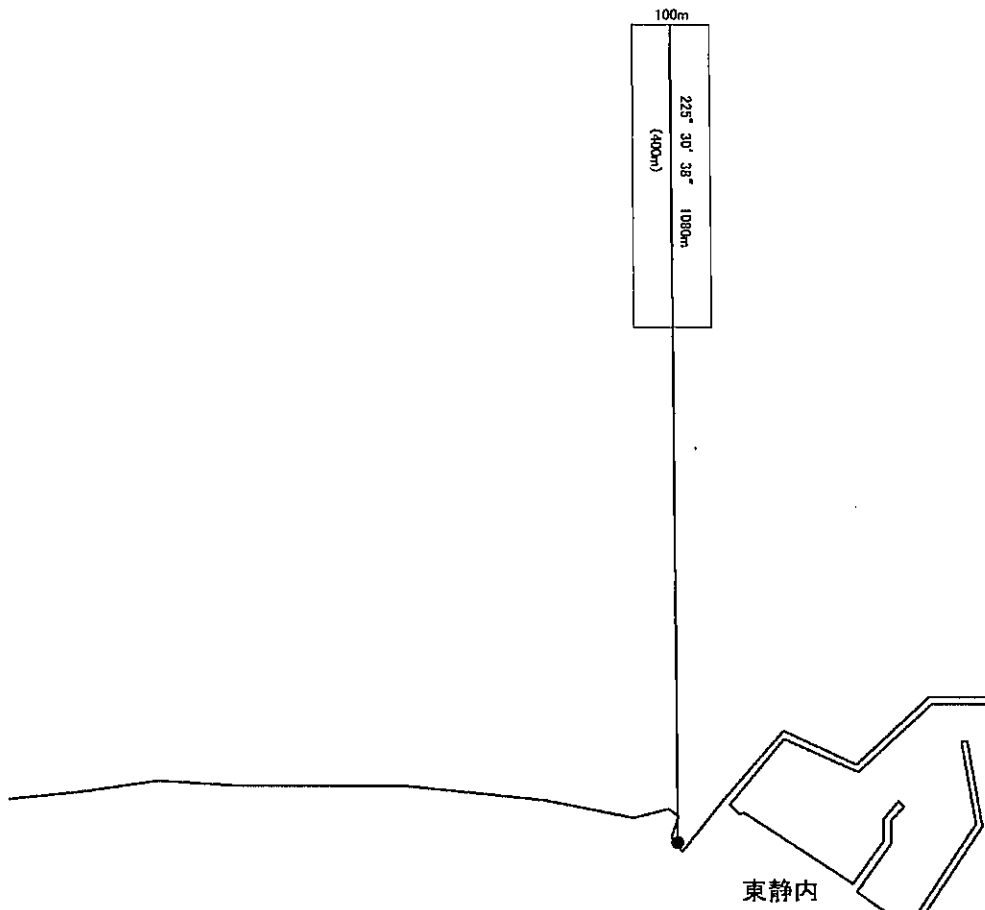
日高郡新ひだか町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -189407.79

Y = 16759.93



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

新さけ定第1号

漁場の位置

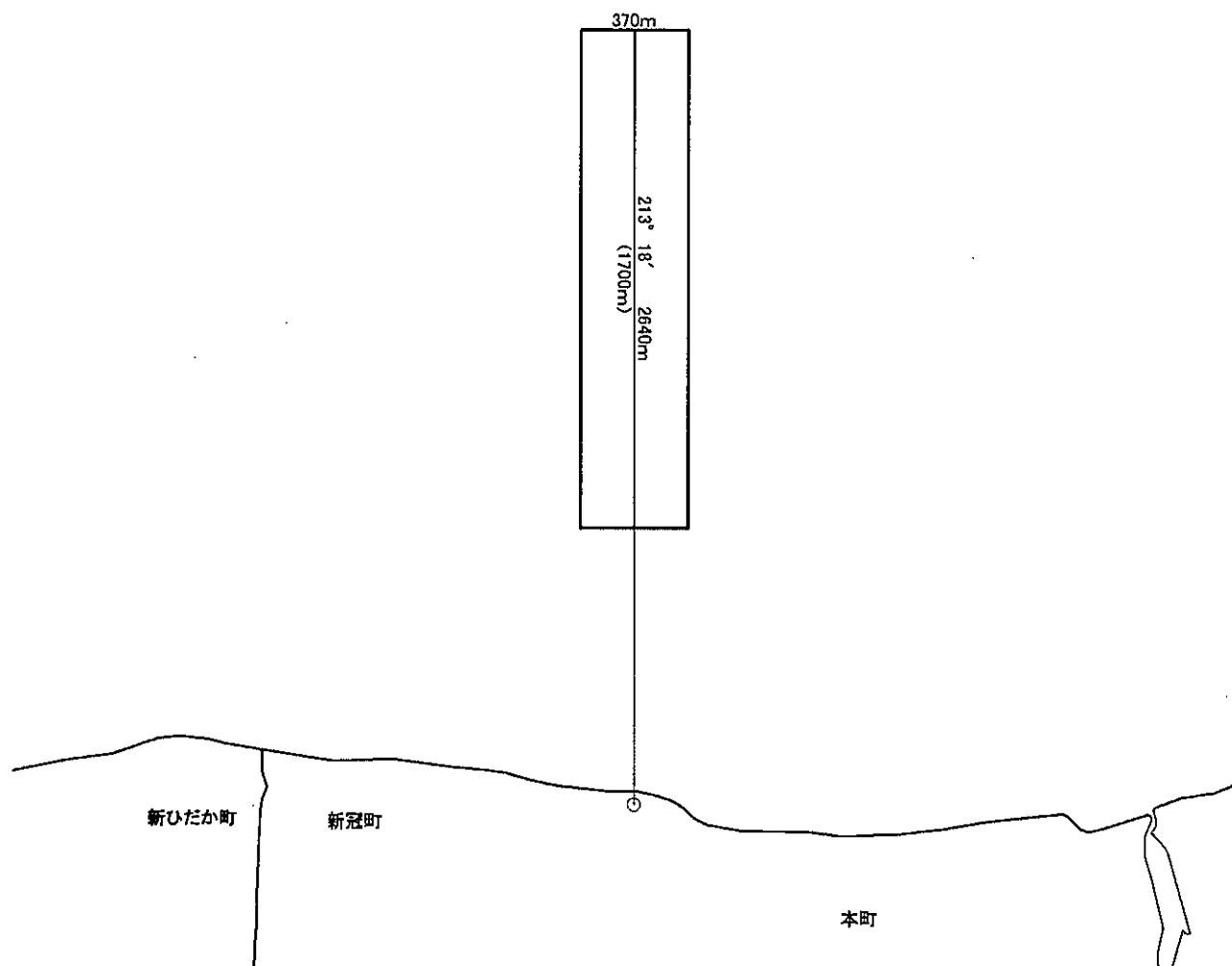
新冠郡新冠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -183004.6021

Y = 5977.6808



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

新さけ定第2号

漁場の位置

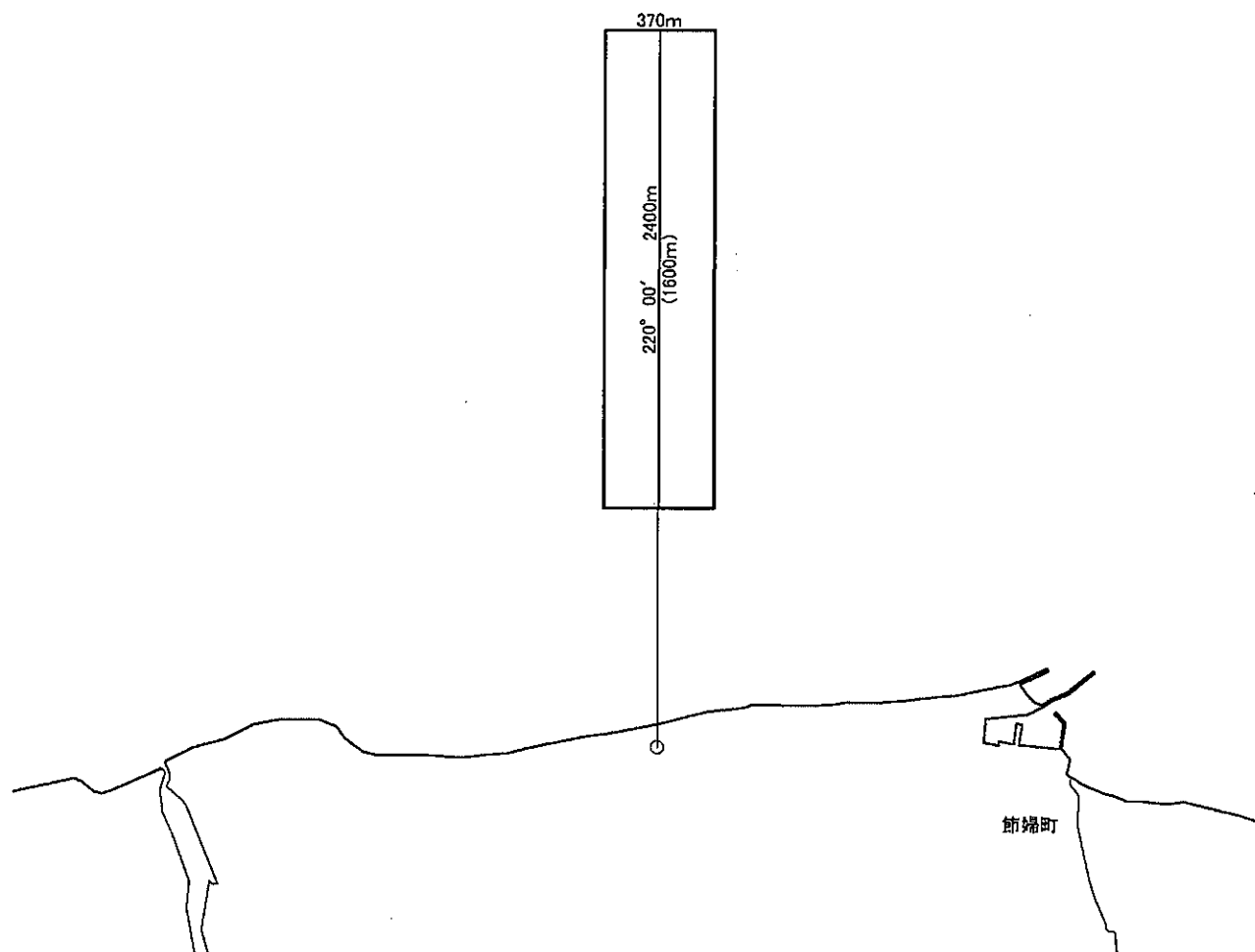
新冠郡新冠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -180991.2886

Y = 3188.5034



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 25,000

新さけ定第3号

漁場の位置

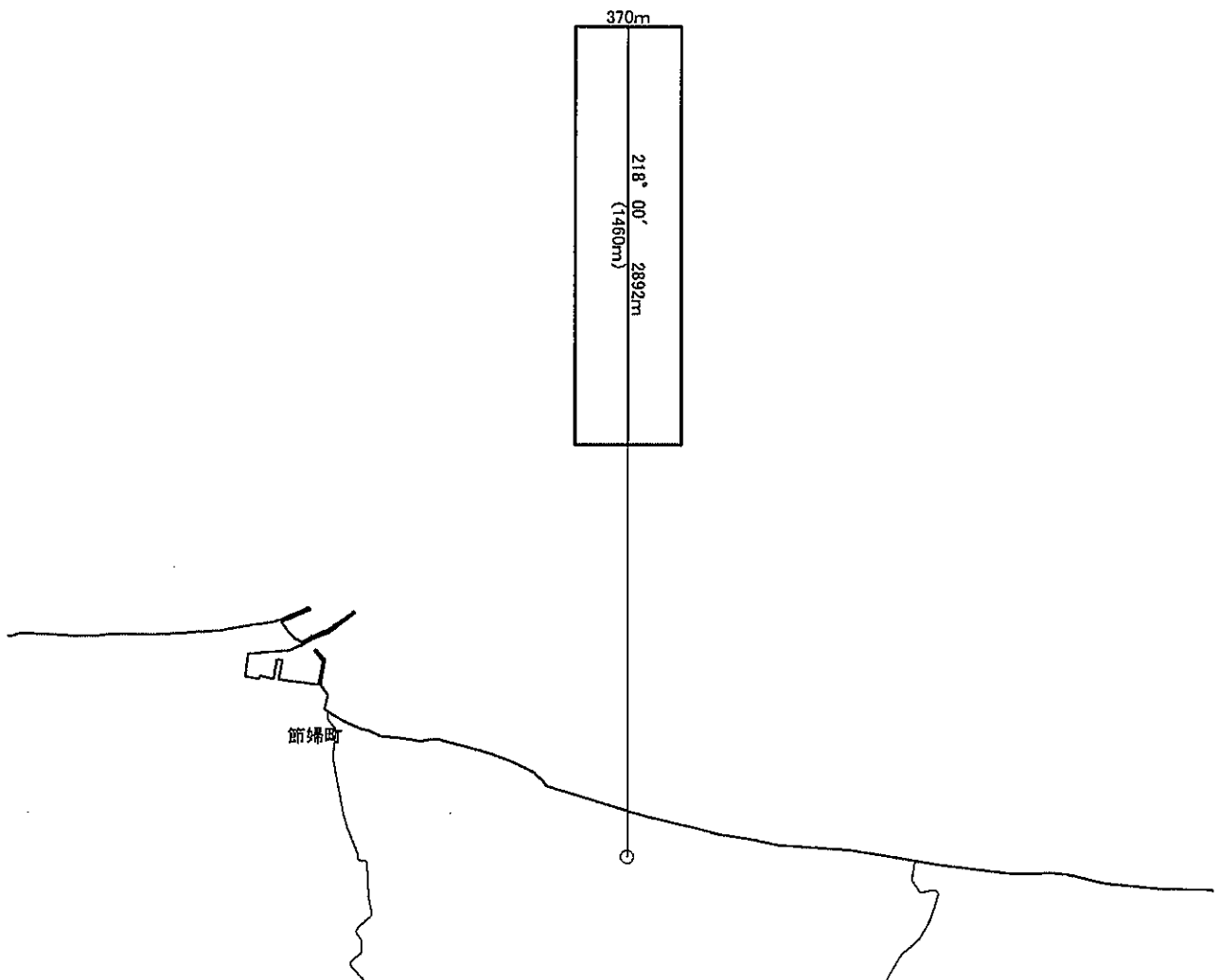
新冠郡新冠町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -178985.6826

Y = 1663.3743



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

門さけ定第1号

漁場の位置

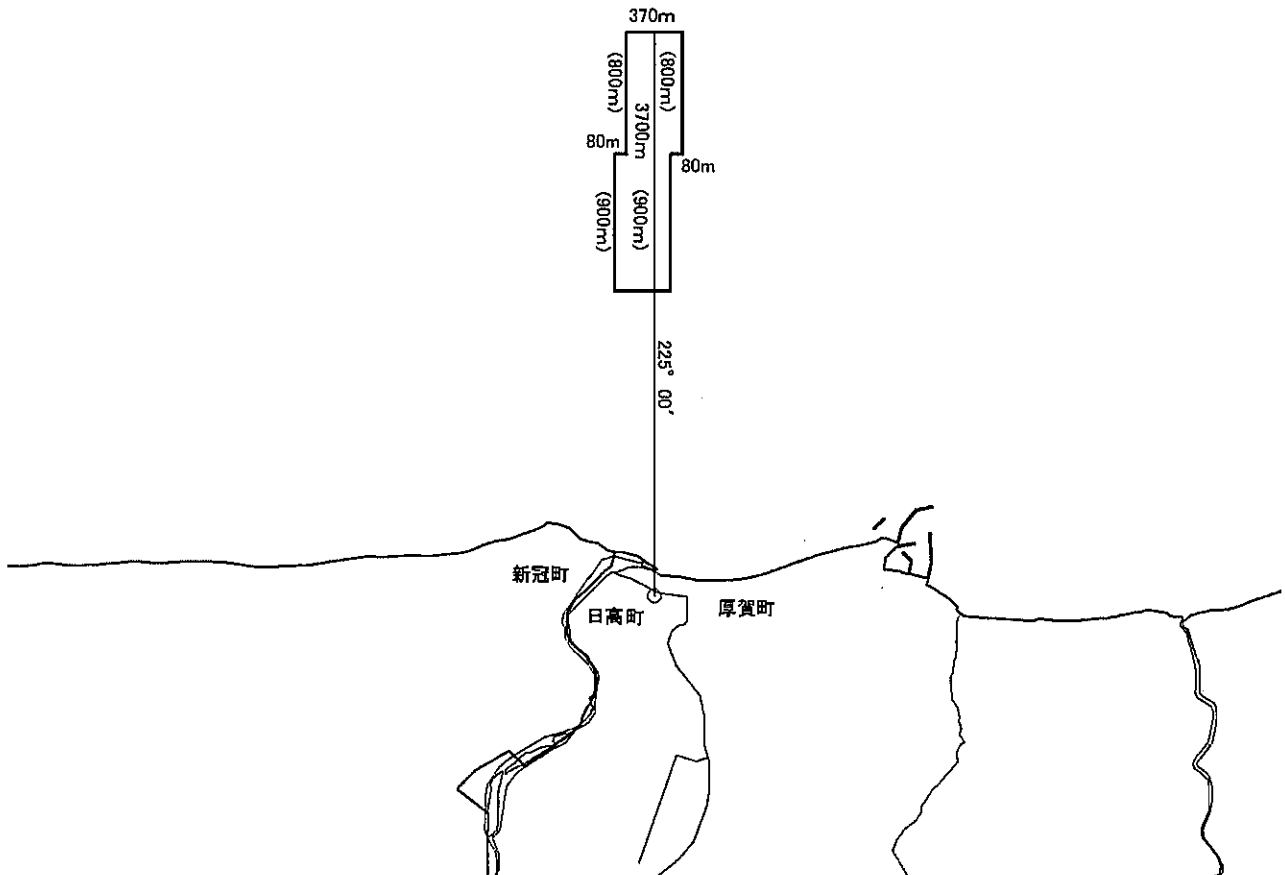
沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -175031.1925

Y = -2175.9903



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

門さけ定第2号

漁場の位置

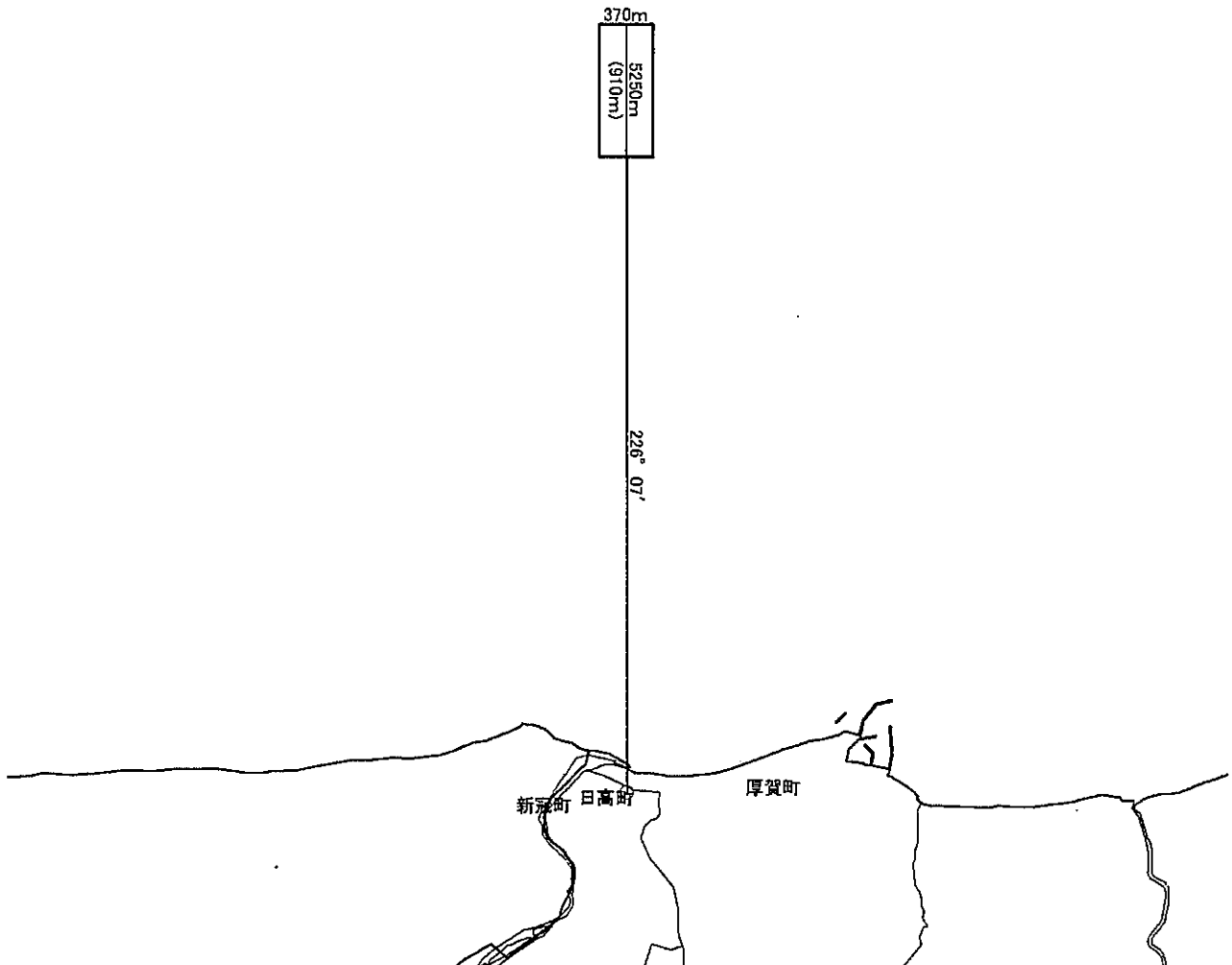
沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -175031.1925

Y = -2175.9903



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

門さけ定第3号

漁場の位置

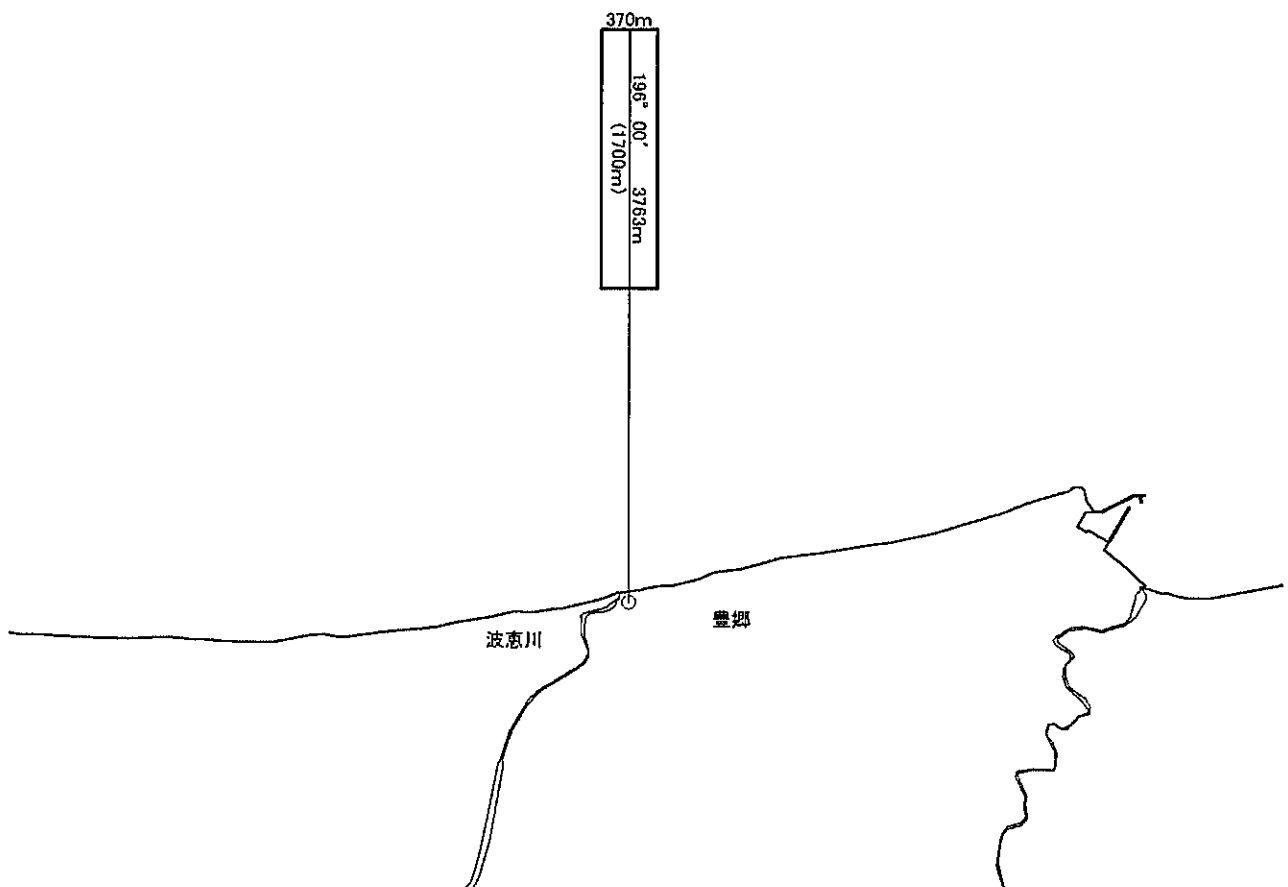
沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -170009.6708

Y = -11299.7723



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

門さけ定第4号

漁場の位置

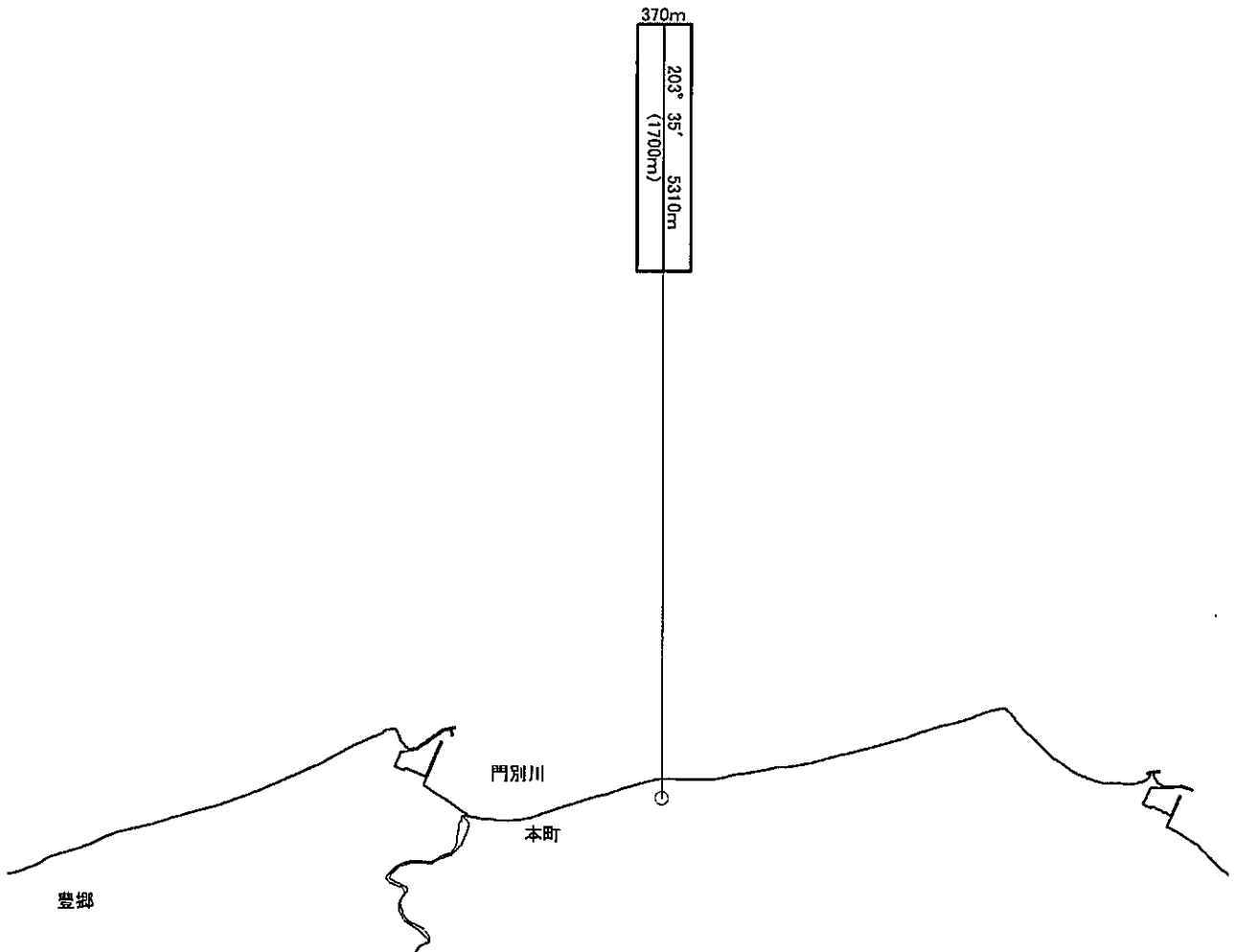
沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -168738.8068

Y = -15895.7624



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

門さけ定第5号

漁場の位置

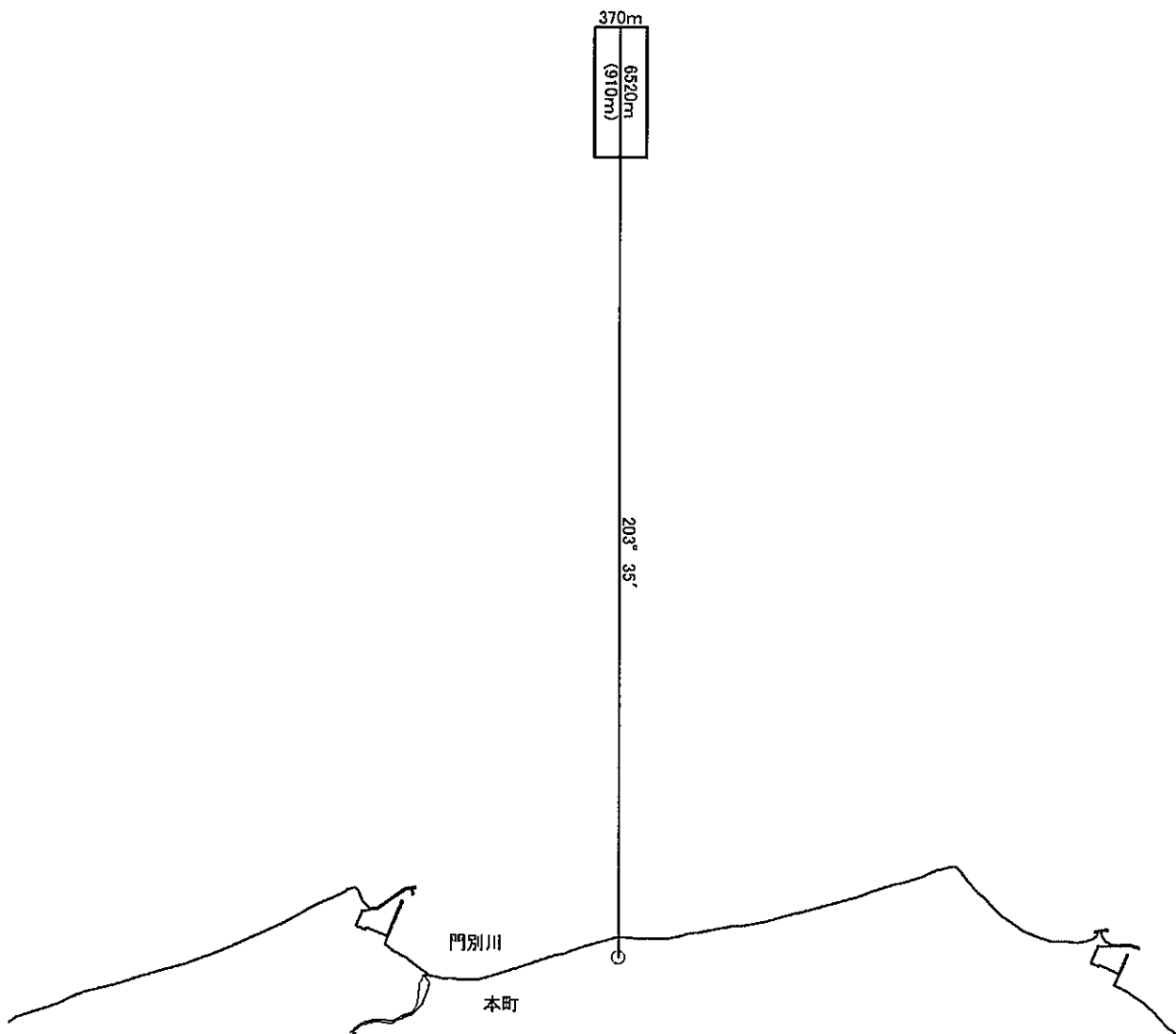
沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -168738.8068

Y = -15895.7624



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

門さけ定第6号

漁場の位置

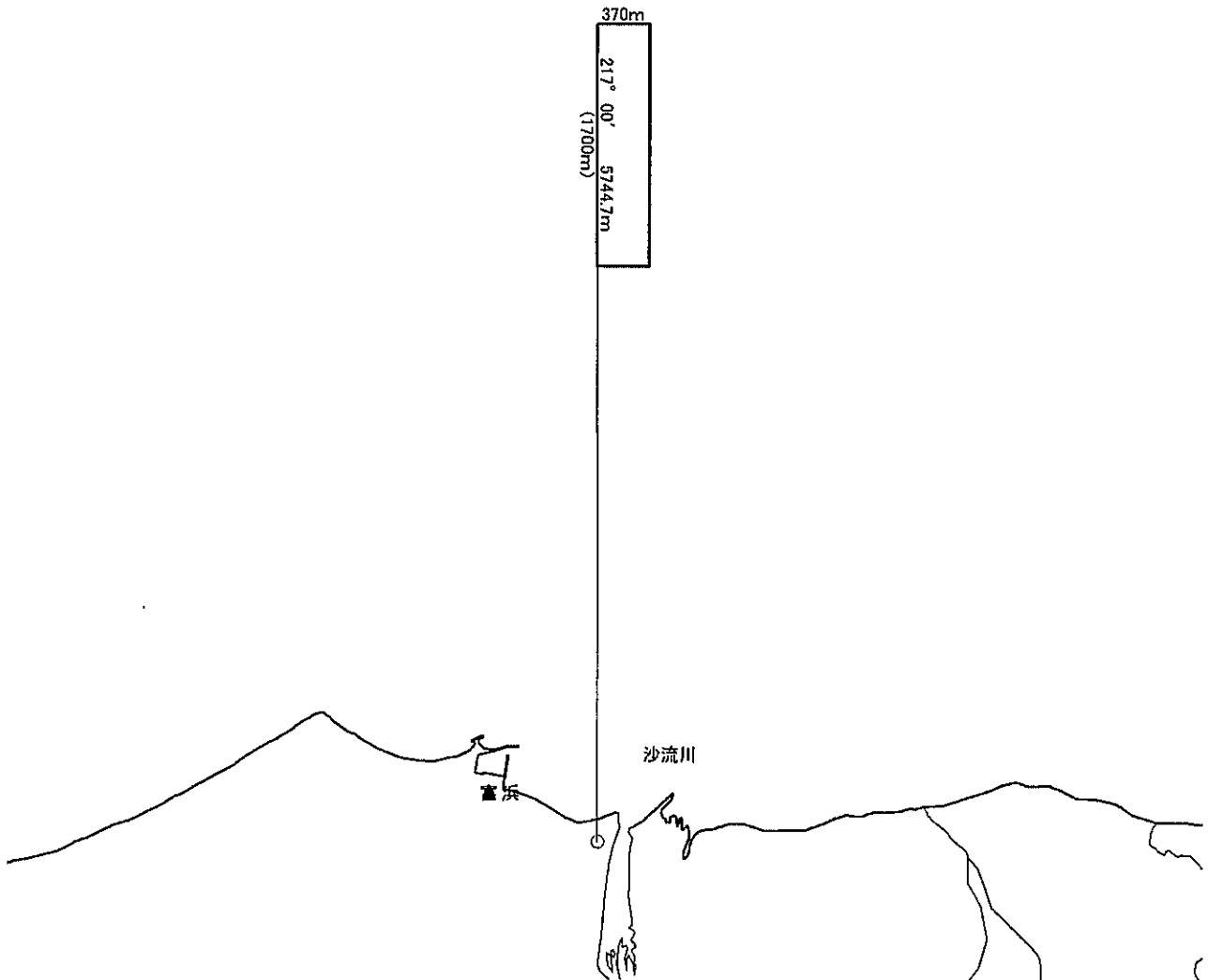
沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -166483.3429

Y = -19337.3457



定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 50,000

門さけ定第7号

漁場の位置

沙流郡日高町地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -166483.3429

Y = -19337.3457

